

平成 6 年 度

女子雇用管理基本調査

—— 母性保護等実施状況調査 ——

結 果 報 告 書

労働省婦人局

は し が き

労働省婦人局では、昭和27年以来、労働基準法に定められた女子保護規定の実施状況等について調査を実施している。

本調査では、女子労働者の母性保護等の状況のほか、労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく措置等の事業所における規定状況について調査しており、平成6年度は妊娠中の女子労働者の配置及び昇進・昇格の決定等に関する産前産後休業、育児時間又は生理休暇による不就業期間の取扱いについても併せて調査を行った。この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施に当たって御協力をいただいた事業所各位に対し深く感謝する次第である。

平成8年3月

労働省婦人局長

太 田 芳 枝

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果の概要	5
1	女子労働者の状況	5
(1)	女子労働者の割合及び有夫者の割合	5
(2)	出産者の割合	7
(3)	妊娠又は出産による退職状況	8
2	労働基準法に基づく制度の規定状況	9
(1)	産前産後休業	9
(2)	育児時間	10
(3)	生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置	11
3	労働基準法上の保護の状況	12
(1)	産前産後休業の取得	12
(2)	妊娠中の軽易業務転換	15
(3)	育児時間の請求	16
(4)	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求	17
4	男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況	18
(1)	妊娠中及び出産後の通院休暇制度	18
(2)	妊娠障害休暇制度	19
(3)	つわり休暇制度	19
(4)	妊婦の通勤緩和措置	20
(5)	休憩設備	21
(6)	配偶者出産休暇制度	22
5	妊娠中の女子労働者の配置	23
(1)	配置の方針	23
(2)	一律に軽易な職務配置している理由	23

6 昇進・昇格の決定等に関する産前産後休業、育児時間又は生理休暇による

不就業期間の取扱い	24
(1) 産前産後休業	24
(2) 育児時間	25
(3) 生理休暇	26

Ⅲ 付属統計表	27
---------------	----

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女子労働者の雇用管理の実態等（平成6年度は、労働基準法中の母性保護規定の実施状況等）を総合的に把握することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域 日本国全域

(2) 産 業 日本標準産業分類による次に掲げる産業

イ 鉱 業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 運輸・通信業 ヘ 卸売・小売業、飲食店 ト 金融・保険業

チ 不動産業 リ サービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、一定の方法により産業別、規模別に抽出した約8,000事業所

3 調査事項

母性保護等の実施状況、労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく措置等の事業所における規定状況、妊娠中の女子労働者の配置方針、並びに昇進・昇格の決定等に関する産前産後休業、育児時間又は生理休暇による不就業期間の取扱い

4 調査対象期間及び期日

平成6年1月1日から12月31日までの1年間及び平成6年12月31日現在（ただし、母性保護等に関する措置の規定状況等については平成7年2月1日現在）

5 調査実施期間

平成7年2月1日から同月末日まで

6 調査機関

労働省婦人局一都道府県婦人少年室

7 調査の方法

通信自計

8 調査対象事業所の抽出

平成3年事業所統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

産業、規模ごとの抽出率は次のとおりである。

産 業 ・ 規 模		500人以上	100~499人	30~99人
D	鉱 業	1/1	1/1	1/4
E	建 設 業	1/2	1/23	1/171
F	製 造 業 (計)	-	-	-
12, 13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	1/2	1/21	1/65
14, 15	繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	1/1	1/8	1/35
16	木材・木製品製造業 (家具を除く)	1/1	1/2	1/12
17	家具・装備品製造業	1/1	1/3	1/12
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	1/1	1/5	1/16
19	出版・印刷・同関連産業	1/1	1/7	1/33
20	化 学 工 業	1/2	1/10	1/19
21	石油製品・石炭製品製造業	1/1	1/1	1/1
23	ゴ ム 製 品 製 造 業	1/1	1/3	1/7
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	-	1/1	1/4
25	窯業・土石製品製造業	1/1	1/6	1/28
26	鉄 鋼 業	1/1	1/5	1/13
27	非鉄金属製造業	1/1	1/4	1/8
28	金属製品製造業	1/2	1/10	1/44
29	一般機械器具製造業	1/3	1/17	1/52
30	電気機械器具製造業	1/7	1/31	1/77
31	輸送用機械器具製造業	1/4	1/12	1/29
32	精密機械器具製造業	1/1	1/5	1/13
22, 33, 34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	1/1	1/10	1/36
G	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/8	1/16
H	運 輸 ・ 通 信 業	1/4	1/57	1/212
I	卸売・小売業、飲食店 (計)	-	-	-
46~53	卸 売 業	1/3	1/33	1/218
54~59	小 売 業	1/2	1/24	1/183
60~61	飲 食 店	-	1/3	1/67
J	金 融 ・ 保 険 業	1/2	1/20	1/139
K	不 動 産 業	1/2	1/4	1/16
L	サ ー ビ ス 業 (計)	-	-	-
75	旅館・その他の宿泊所	1/1	1/9	1/27
76, 80	映 画 業 、 娯 楽 業	1/1	1/10	1/26
88	医 療 業	1/4	1/35	1/56
90	社会保険、社会福祉	1/1	1/3	1/41
91	教 育	1/2	1/19	1/211
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	1/4	1/58	1/244

9 集計

集計は労働省婦人局において集計した。有効回収率は77.3%である。

10 主な用語の定義

調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は次のとおりである。

- 常用労働者とは…… 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2ヵ月の各月において18日以上雇用されている者をいう。
- 出産者とは……… 平成6年1月1日から12月31日までに、事業所に在籍中に出産した者をいい、出産前に退職した者は含まない。
なお、この調査で出産とは、妊娠12週以上の分娩をいう。したがって、妊娠12週以上の流産、人工中絶等も出産に含む。
- 出産前に退職した者とは…… 平成6年1月1日から12月31日までの間に出産予定であって妊娠中に退職した者をいう。したがって、同期間中に出産予定であった者が5年12月31日以前に退職した場合も含む。
- 出産後に退職した者とは…… 出産者で出産後退職した者をいい、7年1月1日以降に退職した者も含む。
- 産前の軽易業務転換者とは…… 出産者及び出産前に退職した者で、産前に軽易な業務に転換した者をいう。5年12月31日以前に軽易業務に転換していた場合も含む。
- 育児時間請求者とは…… 出産者で、出産後も引き続き勤務し、育児時間を請求した者をいい、7年1月1日以降に育児時間を請求した場合も含む。
- 産前休業日数には…… 出産者が5年から引き続いて産前休業をとっている場合は、その者の5年12月31日以前における休業日数を含む。
- 産後休業日数には…… 出産者が7年以降も産後休業を取得し、7年2月1日までに取得し終わっている場合は、その者の7年1月1日以降における休業日数を含む。
- 妊産婦とは……… 妊娠中の女子及び産後1年経過しない女子をいう。
- 妊娠中及び出産後の通院休暇制度とは…… 母子保健法に基づく定期検診を受けるための通院に要する時間の休暇を認める制度をいう。
- 妊娠障害休暇とは…… つわりのための休暇を除く、名称の如何を問わず妊娠中の障害に対して休暇を認める制度をいう。

○つわり休暇制度とは……つわりのための休暇を認める制度をいう。

○妊婦の通勤緩和措置とは……妊婦が混雑時を避けて通勤できるよう時差出退勤を認める措置をいう。

Ⅱ 調査結果の概要

1 女子労働者の状況

(1) 女子労働者の割合及び有夫者の場合

平成6年12月末日現在における常用労働者総数に占める女子の割合は34.9%、女子労働者に占める有夫（有配偶）者の割合は47.2%である。

女子労働者の割合を産業別に見ると、サービス業（49.3%）、金融・保険業（46.4%）、卸売・小売業、飲食店（43.9%）で高く、運輸・通信業（10.8%）、鉱業（10.9%）、電気・ガス・熱供給・水道業（13.1%）、建設業（13.6%）で低い。事業所規模別にみると、規模が小さくなるほど有夫者の割合が高い。

有夫者の割合を産業別にみると、製造業（55.9%）、サービス業（49.5%）で高く、不動産業（28.0%）、金融・保険業（28.1%）で低くなっている。事業所規模別には、規模が小さくなるほど有夫者の割合が高い。

また、女子労働者の割合と有夫者の割合が共に高いのはサービス業である（第1表）。

第1表 産業・規模別女子労働者の割合及び有夫者の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	女子労働者の割合	有夫者の割合
計	34.9	47.2
鉱 業	10.9	39.2
建 設 業	13.6	38.3
製 造 業	29.7	55.9
電気・ガス・熱供給・水道業	13.1	42.7
運 輸 ・ 通 信 業	10.8	39.9
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	43.9	41.4
金 融 ・ 保 険 業	46.4	28.1
不 動 産 業	28.3	28.0
サ ー ビ ス 業	49.3	49.5
500 人 以 上	25.2	29.8
100 ～ 499 人	35.3	47.5
30 ～ 99 人	39.6	52.7

女子労働者の割合別に事業所の構成比をみると、女子労働者の割合が0%を超え20%未満の事業所が30.6%と最も多く、次いで20～40%未満の事業所が24.9%となっており、0%の事業所は1.4%とわずかである。産業別にみると、女子労働者の割合が60%以上の事業所がサービス業では43.8%、卸売・小売業、飲食店では31.3%、金融・保険業では29.9%となっており、その中でもサービス業、金融・保険業に関しては女子労働者の割合が80%以上の事業所がそれぞれ19.8%、18.7%あり、事業所のほぼ2割を占めている。一方、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、建設業では20%未満の事業所が8割以上となって、女子労働者の割合の低い事業所が多い。また、事業所規模別には、規模が小さくなるほど女子労働者の割合が高い事業所が多い（第2表）。

第2表 産業・規模、女子労働者の割合別事業所数の構成比

(%)

産 業 ・ 規 模	事業所計	0%	20% 未満	20～ 40% 未満	40～ 60% 未満	60～ 80% 未満	80% 以上
計	100.0	1.4	30.6	24.9	16.9	15.1	11.2
鉱 業	100.0	1.8	77.4	17.4	3.4	—	—
建 設 業	100.0	1.2	81.1	16.2	1.2	0.2	—
製 造 業	100.0	0.2	29.9	28.6	19.4	11.9	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.8	87.4	9.3	2.2	0.3	—
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	11.8	71.2	14.7	1.8	0.2	0.2
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	100.0	—	17.6	35.4	15.7	22.3	9.0
金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	3.4	30.6	36.1	11.2	18.7
不 動 産 業	100.0	—	24.8	51.1	17.1	5.1	1.9
サ ー ビ ス 業	100.0	0.1	16.5	18.4	21.3	24.0	19.8
500 人 以 上	100.0	0.0	44.9	29.3	10.6	11.7	3.5
100 ～ 499 人	100.0	1.2	37.3	22.5	15.2	15.4	8.4
30 ～ 99 人	100.0	1.4	28.9	25.3	17.4	15.1	11.9

有夫者の割合別に事業所の構成比をみると、有夫者の割合が80%以上の事業所が18.1%、60～80%未満の事業所が20.9%で、60%以上の事業所が4割近くを占めている。産業別にみると、製造業で有夫者の割合が60%以上の事業所の割合が高く、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業では有夫者の割合が20%未満の事業所の割合が高い。事業所規模別には、規模が小さくなるほど有夫者の割合が高い事業所が多い（第3表）。

第3表 産業・規模、女子労働者に占める有夫者の割合別事業所数の構成比

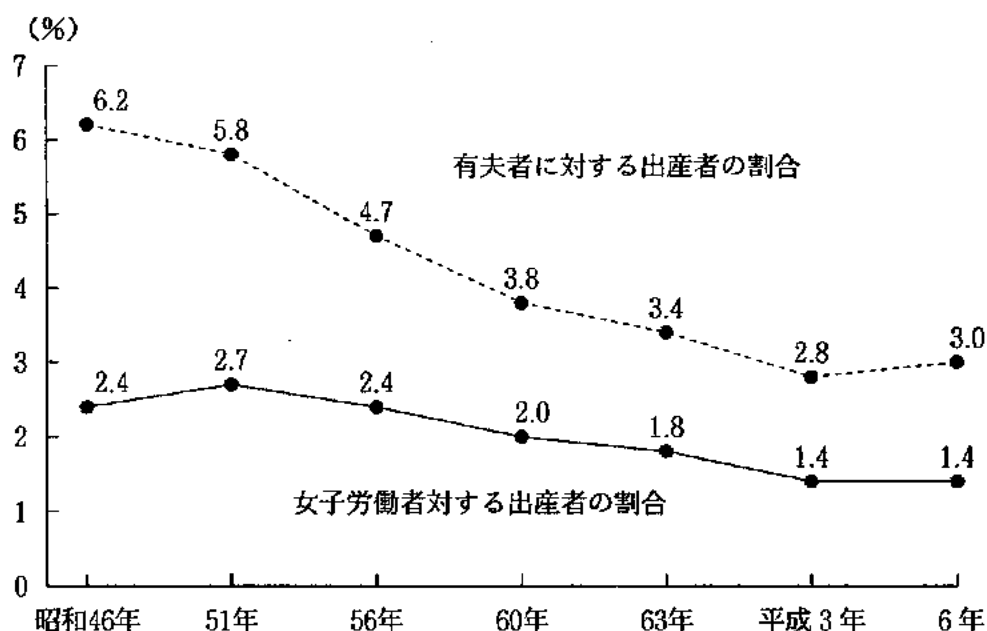
(%)

産業・規模	事業所計	0%	20%	20~40%未満	40~60%未満	60~80%未満	80%以上	不明
計	100.0	13.8	13.6	15.5	17.1	20.9	18.1	1.1
鉱業	100.0	25.8	8.8	7.0	15.2	11.6	31.3	0.3
建設業	100.0	15.6	13.1	18.4	12.4	21.2	18.0	1.2
製造業	100.0	6.9	8.8	13.6	16.7	25.3	27.8	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	15.7	4.2	16.4	22.2	20.4	20.4	0.8
運輸・通信業	100.0	33.5	9.6	10.5	8.6	12.9	20.8	4.0
卸売・小売業、飲食店	100.0	18.9	19.9	13.1	16.0	13.9	16.4	1.9
金融・保険業	100.0	9.2	37.9	21.1	13.9	12.4	5.5	—
不動産業	100.0	13.0	32.5	23.3	18.9	7.1	4.3	0.9
サービス業	100.0	9.9	9.6	18.5	22.9	26.8	12.2	0.1
500人以上	100.0	9.7	25.3	28.7	19.7	13.1	3.5	0.0
100～499人	100.0	8.2	18.7	20.6	20.1	21.1	11.0	0.4
30～99人	100.0	15.0	12.2	14.1	16.4	21.0	19.9	1.3

(2) 出産者の割合

女子雇用者総数に占める出産者の割合は1.4%であった。また有夫者に占める出産者の割合は3.0%であった(第1図)。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(2.3%、5.3%)、金融・保険業(1.9%、6.8%)、サービス業(1.9%、3.8%)で高い。事業所規模別には500人以上規模(1.8%、6.1%)で高くなっている(第4表)。

第1図 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合



第4表 産業・規模別女子労働者に占める出産者の割合、有夫者に占める出産者の割合及び
妊産婦に占める妊娠又は出産による退職者の割合 (%)

産 業 ・ 規 模	女子労働者に占める 出 産 者 の 割 合	有夫者に占める 出 産 者 の 割 合	妊 産 婦 に 占 め る 妊娠又は出産による 退 職 者 の 割 合
計	1.4	3.0	31.6
鉱 産 業	0.4	1.0	56.7
建 設 業	0.4	1.1	56.6
製 造 業	1.4	2.5	39.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2.3	5.3	20.2
運 輸 ・ 通 信 業	0.9	2.2	27.3
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	0.6	1.5	54.2
金 融 ・ 保 険 業	1.9	6.8	23.1
不 動 産 業	0.4	1.6	70.8
サ ー ビ ス 業	1.9	3.8	20.9
500 人 以 上	1.8	6.1	31.3
100 ～ 499 人	1.5	3.2	33.9
30 ～ 99 人	1.2	2.3	30.0

注) 妊産婦は、出産者と妊娠中に退職した者とを合わせたものである。

(3) 妊娠又は出産による退職状況

妊娠及び出産した女子労働者のうち妊娠又は出産により退職した者は31.6%である。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(20.2%)、サービス業(20.9%)、金融・保険業(23.1%)で退職者の割合が低く、不動産業(70.8%)で高い。事業所規模別には、それほど大きな差は見られない(第4表)。

妊娠又は出産による退職者について退職時期別に見ると、産前休業取得前の者が64.2%、産後休業取得後の者が23.9%、産後休業中の者が7.2%、産前休業中の者が4.7%となっている(第5表)。

第5表 退職時期別妊娠又は出産による退職者数の割合の推移

(%)

退職時期	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年	6年
計	38.9 (100.0)	49.3 (100.0)	46.9 (100.0)	38.7 (100.0)	21.7 (100.0)	30.5 (100.0)	31.4 (100.0)	31.2 (100.0)	31.6 (100.0)
産前休業前	(40.5)	(36.5)	(47.0)	(54.1)	(46.1)	(63.4)	(49.9)	(63.8)	(64.2)
産前休業中	(5.5)	(5.5)	(3.7)	(4.0)	(2.9)	(4.0)	(5.7)	(4.0)	(4.7)
産後休業中	(15.0)	(8.0)	(6.3)	(6.2)	(8.4)	(5.6)	(7.6)	(7.9)	(7.2)
産後休業後	(44.5)	(50.0)	(42.5)	(35.7)	(42.6)	(27.1)	(36.8)	(24.3)	(23.9)

2 労働基準法に基づく制度の規定状況

(1) 産前産後休業

イ 休業期間

休業期間については、単胎妊娠の場合は労働基準法の定める産前6週間産後8週間とする事業所が83.5%を占め、この基準を上回る休業期間を定めている事業所は11.5%となっている。産業別にみると、労働基準法の定める基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は、電気・ガス・熱供給・水道業（30.5%）、サービス業（22.5%）で高い。事業所規模別には、500人以上規模（24.0%）で高い。

また、多胎妊娠の場合、労働基準法の定める産前10週間産後8週間とする事業所の割合は91.7%、この基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は3.0%となっている（第6表）。

ロ 休業中の賃金

産前産後休業中の賃金を有給（社会保険給付は除く）とする事業所は、31.2%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（93.1%）、金融・保険業（81.4%）で有給とする事業所の割合が高い（第6表）。

第6表 産業・規模別、産前産後休業制度の内容別事業所数の割合

(%)

産業・規模	計	単胎					多胎					休業中の賃金 が有給	
		産前 6週間 産後 8週間	産前産 後を通 じて 14週間	法廷基 準の期 間を上 回る	その他	不明	産前 10週間 産後 8週間	産前産 後を通 じて 18週間	法廷基 準の期 間を上 回る	その他	不明	全期間 100% 支給	
計	100.0	83.5	4.6	11.5	0.3	0.0	91.7	4.9	3.0	0.2	0.1	31.2 (100.0)	23.9 (76.7)
鉱業	100.0	95.1	4.6	0.3	—	—	95.1	4.6	0.3	—	—	6.4	2.1
建設業	100.0	91.3	7.3	0.1	1.2	—	93.7	5.0	0.0	1.2	—	24.3	16.2
製造業	100.0	88.9	5.6	5.4	0.1	0.1	91.9	6.0	1.6	0.3	0.2	13.7	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	67.1	2.5	30.5	—	—	92.4	3.0	4.6	—	—	93.1	87.8
運輸・通信業	100.0	90.9	5.9	3.2	—	—	94.8	4.7	0.5	—	—	26.2	23.6
卸売・小売業、飲食店	100.0	81.5	6.2	12.3	—	—	88.6	6.8	4.6	—	—	21.5	15.4
金融・保険業	100.0	86.2	2.2	11.5	0.1	—	96.9	3.1	—	—	—	81.4	47.8
不動産業	100.0	87.5	6.4	6.2	—	—	94.5	5.5	—	—	—	50.2	37.2
サービス業	100.0	75.0	1.9	22.5	0.6	—	91.0	3.1	5.7	0.2	0.1	45.3	40.4
500人以上	100.0	73.7	2.2	24.0	0.1	—	91.9	2.7	5.4	0.0	—	43.0	28.4
100～499人	100.0	81.8	3.2	14.7	0.2	0.1	93.1	3.6	3.0	0.0	0.3	30.3	23.3
30～99人	100.0	84.1	5.0	10.6	0.3	—	91.4	5.3	3.0	0.2	0.0	31.2	24.0

(2) 育児時間

育児時間制度の適用範囲についてみると、女子のみが請求できるとなっている事業所が76.0%で、男女ともに請求できる事業所は24.0%である。

育児時間の回数及び時間についてみると、1日2回各30分とする事業所が75.9%と最も多くなっている。

育児時間が請求できる期間についてみると、生後1年間とする事業所が92.3%とほとんどを占めている。

育児時間中の賃金を有給とする事業所は43.0%である。有給とする事業所においては、その大半が全期間中100%有給としている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(93.0%)の事業所で最も高く、次いで金融・保険業(66.8%)、サービス業(55.6%)となっている。事業所規模別には、規模が大きくなるほど有給事業所の割合が高くなっている(第7表)。

第7表 産業・規模、育児時間制度の内容別事業所数の割合

(%)

産業・規模	計	制度の適用範囲		1日の時間						期間			育児期間中の賃金の有給	
		女子のみ	男女とも	1日2回	1日1回	1日2回	1日1回	その他	不明	生後1年間	その他	不明	全期間100%支給	
				各30分	60分	各45分	90分							
計	100.0	76.0	24.0	75.9	4.0	4.2	0.9	15.0	0.1	92.3	7.6	0.1	43.0 (100.0)	40.1 (93.3)
鉱業	100.0	80.2	19.5	73.5	4.0	6.1	—	14.3	1.8	99.7	0.0	—	33.5	33.5
建設業	100.0	78.8	21.2	80.6	1.2	4.4	0.1	13.7	—	94.7	5.2	—	43.8	40.6
製造業	100.0	77.5	22.4	78.9	1.4	4.4	0.7	14.6	0.1	92.3	7.5	0.1	30.6	27.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.3	23.8	70.5	11.9	2.7	1.3	13.6	—	84.3	15.8	—	93.0	89.3
運輸・通信業	100.0	76.6	23.4	66.7	13.3	6.8	0.4	12.7	—	91.3	8.7	—	38.5	37.9
卸売・小売業、飲食店	100.0	75.5	24.5	81.6	2.1	2.8	0.7	12.9	—	94.9	5.1	—	34.3	31.1
金融・保険業	100.0	75.9	24.1	76.5	1.5	2.0	—	20.1	—	95.4	4.6	—	66.8	57.9
不動産業	100.0	83.8	16.1	85.2	1.3	2.7	—	10.8	—	90.4	9.6	—	45.1	39.5
サービス業	100.0	73.7	26.3	70.8	5.5	4.5	2.0	17.0	0.1	89.8	10.1	0.1	55.6	53.5
500人以上	100.0	75.5	24.5	69.6	6.0	3.2	0.2	20.6	0.4	93.4	6.4	0.1	62.4	55.9
100~499人	100.0	70.9	29.1	71.2	5.2	4.8	1.3	17.4	0.1	92.6	7.4	0.0	48.5	44.5
30~99人	100.0	77.1	22.9	77.0	3.7	4.0	0.9	14.4	0.0	92.2	7.7	0.1	41.4	38.8

(3) 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置については、その休暇中の賃金を有給とする事業所は52.1%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（97.3%）の事業所で最も多く、次いで金融・保険業（93.9%）、サービス業（63.7%）の順に高くなっている。事業所規模別にみると、事業所規模が大きくなるにしたがって有給とする事業所の割合が高くなっている。また、有給とする事業所についてその日数をみると、必要とする日数を有給とする事業所が40.6%と最も多い（第8表）。

第8表 産業・規模、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置の内容別事業所数の割合
(%)

産業・規模	計	有給	月経時ごとに有給日数を規定					年間を通して有給日数を規定			有給日数不明
			1日未満	1日	2日	3日以上	必要日数	13日まで	14日以上	その他	
計	100.0	52.1 (100.0)	(2.6)	(18.1)	(25.9)	(6.5)	(40.6)	(1.5)	(1.2)	(3.2)	(0.4)
鉱業	100.0	39.9 (100.0)	(6.2)	(11.5)	(40.8)	(6.9)	(20.0)	(10.0)	(-)	(4.6)	(-)
建設業	100.0	51.8 (100.0)	(-)	(23.7)	(15.5)	(4.9)	(48.0)	(2.4)	(-)	(5.5)	(-)
製造業	100.0	38.3 (100.0)	(4.3)	(25.9)	(19.0)	(2.2)	(39.2)	(2.4)	(0.7)	(5.8)	(0.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.3 (100.0)	(0.0)	(4.8)	(65.6)	(18.6)	(10.2)	(-)	(-)	(0.8)	(-)
運輸・通信業	100.0	58.6 (100.0)	(4.0)	(12.6)	(45.5)	(5.6)	(31.5)	(0.4)	(0.0)	(0.4)	(-)
卸売・小売業、飲食店	100.0	36.2 (100.0)	(4.8)	(12.8)	(18.2)	(6.7)	(51.7)	(2.5)	(0.5)	(1.1)	(1.8)
金融・保険業	100.0	93.9 (100.0)	(1.0)	(17.9)	(19.7)	(1.4)	(49.7)	(1.2)	(6.5)	(2.5)	(0.2)
不動産業	100.0	58.1 (100.0)	(-)	(18.2)	(12.6)	(0.7)	(58.9)	(-)	(7.9)	(1.7)	(0.0)
サービス業	100.0	63.7 (100.0)	(1.6)	(17.2)	(28.9)	(10.6)	(36.5)	(1.0)	(0.6)	(3.5)	(0.1)
500人以上	100.0	76.7 (100.0)	(1.3)	(19.1)	(30.7)	(7.5)	(36.1)	(1.5)	(0.3)	(2.8)	(0.7)
100～499人	100.0	58.9 (100.0)	(2.3)	(21.3)	(25.5)	(7.1)	(38.0)	(1.2)	(0.7)	(3.4)	(0.5)
30～99人	100.0	50.1 (100.0)	(2.7)	(17.3)	(25.8)	(6.3)	(41.4)	(1.6)	(1.3)	(3.2)	(0.3)

3 労働基準法上の保護の状況

(1) 産前産後休業の取得

イ 産前休業

産前休業を取得した女子労働者（単胎妊娠の場合）の1人当たりの平均休業日数は40.2日である。

産業別に見ると、不動産業（44.8日）、運輸・通信業（43.2日）、サービス業（42.9日）で長くなっている。事業所規模別には、大きな差はみられない。1人当たり平均休業日数は長期的にみると伸びている（第9表）

第9表 産業・規模別1人平均産前休業日数の推移

(日)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年	6年
計	33.1	34.4	36.4	36.4	38.5	36.4	37.0	38.5	40.2 (63.3)
鉱 業	27.8	29.9	33.1	28.4	32.1	36.0	34.1	32.6	50.0
建 設 業	30.8	30.7	29.9	31.8	25.4	28.7	27.8	35.7	32.4
製 造 業	32.3	35.5	34.9	35.1	35.4	31.8	33.7	35.3	36.8
電気・ガス・熱供給・水道業	29.0	37.0	36.9	38.6	38.0	33.2	35.1	39.4	40.6
運 輸 ・ 通 信 業	35.3	37.8	43.4	40.2	42.0	38.1	38.3	43.1	43.2
卸売・小売業、飲食店	34.4	38.1	38.9	41.6	37.0	38.4	33.0	35.8	40.6
金 融 ・ 保 険 業	31.4	35.6	29.7	33.4	35.4	27.3	31.8	28.4	37.7
不 動 産 業	42.4	38.1	43.8	40.0	41.5	44.2	37.2	41.3	44.8
サ ー ビ ス 業	33.9	26.0	38.2	36.6	41.5	40.5	41.9	42.2	42.9
500人以上	33.9	38.3	37.9	39.6	41.9	40.2	39.2	39.6	39.8
100～499人	34.1	32.4	37.4	37.5	37.6	35.0	36.7	37.7	40.2
30～99人	30.9	32.6	33.3	33.1	37.9	36.3	36.5	38.6	40.4

注) 1. 63年以降は単胎のみの日数である。

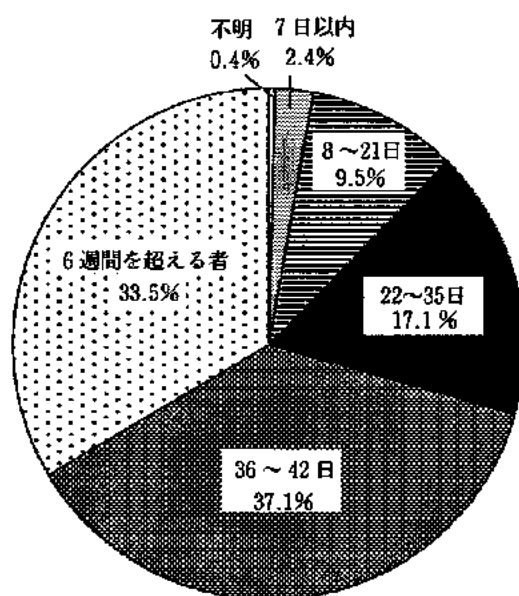
2. () 内は多胎妊娠の場合

休業日数別に産前休業者の割合をみると、休業日数が6週間以内の者が66.1%、6週間を超える者が33.5%である（第2図、第10表）。

事業所が定めている休業期間別に産前休業取得状況をみると、休業期間を6週間と定めている事業所における1人当たり平均休業日数は37.1日であり、6週間を超えて休業した者の割合は20.8%である。休業期間を6週間より長く定めている事業所における1人当たり平均休業日数は49.6日、6週間を超えて休業した者の割合は70.9%である（第10表）。

なお、多胎妊娠の場合の1人当たり平均産前休業日数は63.3日である。

第2図 休業日数別産前休業者数の割合（単胎）



第10表 事業所の休業規定の内容、休業日数別産前休業数の割合等（単胎）

(%)

事業所の定める 産前休業期間	計	6週間以内の者					6週間を超える者	休業日数不明	1人 休業日数 平均産数 (回)
		小計	7日以内	8 ～ 21日	22 ～ 35日	36 ～ 42日			
計	100.0	66.1	2.4	9.5	17.1	37.1	33.5	0.4	40.2
6週間	100.0	79.1	2.4	11.5	20.4	44.8	20.8	0.1	37.1
6週間を超える	100.0	27.9	1.2	3.2	7.8	15.6	70.9	1.3	49.6
通算制	100.0	59.3	7.0	11.4	13.0	27.9	39.7	1.1	41.3

ロ 産後休業

産後休業を取得した女子労働者（単胎出産の場合）の1人当たり平均休業日数は61.1日である（第11表）。

第11表 産業・規模別1人平均産後休業日数の推移

(日)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年	6年
計	46.3	46.4	46.6	48.7	48.8	49.7	56.0	58.1	61.1 (61.8)
鉱 業	44.2	40.8	42.7	45.6	42.6	45.9	56.7	55.9	59.7
建 設 業	48.4	43.2	45.8	47.4	47.5	46.3	55.7	58.4	61.5
製 造 業	46.8	47.4	47.4	48.7	48.5	47.0	55.6	54.3	61.2
電気・ガス・熱供給・水道業	43.4	42.8	47.8	47.9	48.1	49.7	56.2	58.1	56.4
運 輸 ・ 通 信 業	46.7	45.1	44.2	48.6	53.7	56.0	55.5	66.8	69.2
卸売・小売業、飲食店	49.8	48.5	48.9	48.4	45.1	49.0	55.6	63.0	58.4
金 融 ・ 保 険 業	43.4	52.2	43.5	48.8	49.4	49.2	54.9	57.2	57.1
不 動 産 業	44.0	52.1	42.5	47.6	52.6	47.4	54.5	62.0	59.4
サ ー ビ ス 業	43.6	42.7	45.0	48.9	49.2	51.3	56.8	59.7	62.2
500人以上	44.7	45.7	44.5	48.8	51.1	50.7	55.3	59.0	61.9
100～499人	46.3	46.3	46.7	48.4	46.8	47.2	56.2	61.7	63.2
30～99人	47.8	47.5	48.6	49.1	49.7	51.3	56.2	54.9	58.6

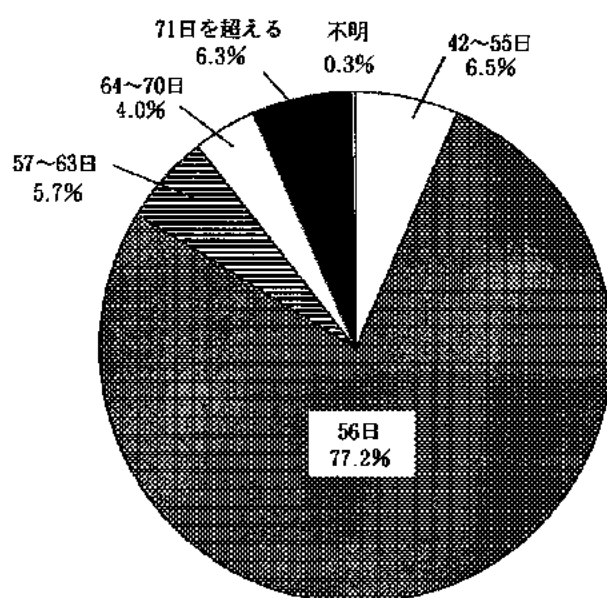
注) 1. 63年以降は単胎のみの日数である。
2. ()内は多胎妊娠の場合

休業日数別に産後休業者の割合をみると、休業日数が8週間以内の者の割合は83.6%、8週間を超える者の割合は16.1%である（第3図、第12表）。

事業所が定めている休業日数別に産後休業取得状況をみると、休業期間を8週間と定めている事業所における1人当たり平均休業日数は60.4日であり、8週間を超えて休業した者の割合は12.9%である。休業期間を8週間より長く定めている事業所における1人当たり平均休業日数は72.8日、8週間を超えて休業した者の割合は87.0%である。産前産後を通じた休業期間を定めている事業所においては、1人当たり平均休業日数が70.2日、8週間を超えて休業した者の割合は54.2%となっている（第12表）。

なお、多胎出産の場合の1人当たり平均産後休業日数は61.8日である。

第3図 休業日数別産後休業者数の割合（単胎）



第12表 事業所の休業規定の内容、休業日数別産後休業者数の割合等（単胎）

(%)

事業所の定める 産後休業期間	計	8週間以内の者			8週間を超える者				休業 日数 不明	1 休 日 平均 数 産後(日)
		小計	42 ～ 55 日	56 日	小計	57 ～ 63 日	64 ～ 70 日	71 日 超 える		
計	100.0	83.6	6.5	77.2	16.1	5.7	4.0	6.3	0.3	61.1
8 週 間	100.0	86.8	6.5	80.3	12.9	5.3	3.3	4.3	0.3	60.4
8 週 間 を 超 え る	100.0	13.0	0.5	12.5	87.0	31.5	24.6	30.9	—	72.8
通 算 制	100.0	45.8	8.1	37.7	54.2	5.2	11.3	37.7	—	70.2

(2) 妊娠中の軽易業務転換

妊娠中の女子（妊娠中に退職した者を含む）のうち、軽易な業務に転換したものは2.3%である。産業別にみると、運輸・通信業（14.8%）で高い。事業所規模別にみると、30～99人規模（3.6%）で若干高くなっている（第13表）。

第13表 産業・規模別妊娠中の軽易業務転換者数の割合

産 業 ・ 規 模	軽易業務転換者
計	2.3
建 設 業	—
製 造 業	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6
運 輸 ・ 通 信 業	14.8
卸売・小売業、飲食店	2.0
金 融 ・ 保 険 業	0.3
不 動 産 業	2.3
サ ー ビ ス 業	2.5
500人以上	1.1
100～499人	1.6
30～99人	3.6

注) 鉱業については少人数であるため掲げていない。ただし、計には全産業が含まれている。

(3) 育児時間の請求

平成6年中に出産し、出産後も引き続き勤務している者のうち、育児時間を請求した者の割合は19.2%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（51.1%）、サービス業（25.7%）、運輸・通信業（20.6%）で育児時間請求者の割合が高い（第14表）。

第14表 産業・規模別育児時間請求者数の割合の推移

(%)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年	6年
計	39.5	28.8	24.2	22.7	27.5	25.4	27.6	19.7	19.2
建 設 業	37.2	9.8	24.9	10.6	22.7	14.3	13.5	2.3	3.6
製 造 業	30.4	16.6	14.2	11.5	12.6	13.8	17.3	17.4	12.6
電気・ガス・熱供給・水道業	18.7	15.9	22.9	30.2	48.8	68.2	69.0	40.5	51.1
運 輸 ・ 通 信 業	69.3	67.5	73.2	63.6	65.0	36.8	49.6	26.4	20.6
卸売・小売業、飲食店	9.1	20.6	15.6	14.0	16.7	24.0	24.6	9.2	15.8
金 融 ・ 保 険 業	36.9	43.2	25.1	32.1	27.5	18.5	44.4	13.9	10.6
不 動 産 業	21.4	8.9	17.2	8.1	*	20.3	20.4	14.6	9.7
サ ー ビ ス 業	20.6	26.9	27.3	32.0	36.2	33.2	32.1	24.1	25.7
500人以上	38.0	37.4	27.9	24.3	27.3	28.3	30.0	26.9	17.1
100～499人	42.7	22.9	26.2	23.8	31.8	26.7	23.6	23.9	21.7
30～99人	36.5	29.1	17.5	20.0	23.7	23.4	29.8	13.6	17.8

注) 鉱業については少人数であるため掲げていない。ただし、計には全産業が含まれている。

育児時間請求者について請求時間をみると、1日2回各30分の者が51.0%と最も多く、次いで1日1回まとめて60分の者が23.1%、1日1回まとめて90分の者が9.8%、1日2回各45分の者が4.5%となっている（第15表）。

第15表 産業・規模、育児時間請求時間別育児時間請求者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	1 日 2 回 各 30 分	1 日 2 回 各 45 分	1 日 1 回 ま と め て 60 分	1 日 1 回 ま と め て 90 分	そ の 他
計	100.0	51.0	4.5	23.1	9.8	11.7
建 設 業	100.0	90.9	—	9.1	—	—
製 造 業	100.0	62.3	4.0	17.5	0.7	15.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	70.0	6.8	15.2	—	7.9
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.8	29.3	69.1	0.8	—
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	100.0	69.1	1.4	17.6	2.8	9.1
金 融 ・ 保 険 業	100.0	21.6	7.2	32.5	19.4	19.4
不 動 産 業	100.0	23.8	—	76.2	—	—
サ ー ビ ス 業	100.0	49.8	3.8	23.0	12.9	10.5
500人以上	100.0	44.5	4.9	26.2	7.2	17.2
100～499人	100.0	56.3	3.8	22.3	6.6	11.0
30～99人	100.0	48.1	5.1	22.4	14.7	9.7

(4) 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求

女子労働者のうち生理日の就業が著しく困難な女子で、平成6年中に休暇を請求した者の割合は6.7%である。産業別にみると、運輸・通信業（42.6%）でその割合が高い（第16表）。

請求者について請求状況をみると、1人当たり年間平均休暇回数は4.9回、1人1回当たり平均休暇日数は1.2日となっている。

なお、調査対象事業所のうち、休暇請求者がいた事業所の割合は18.2%である。（付属統計表第9表）。

第16表 産業・規模別生理日の就業が著しく困難な休暇請求者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年	6年
計	19.7	26.2	22.8	16.6	13.4	9.2	6.0	7.0	6.7
建 設 業	13.6	9.4	11.5	12.9	12.8	10.5	4.8	7.3	11.6
製 造 業	18.4	26.0	25.1	16.1	11.8	8.6	5.6	6.3	6.2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	24.1	21.3	20.8	23.4	14.5	8.6	7.6	8.6	7.1
運 輸 ・ 通 信 業	48.8	54.1	52.8	45.1	46.2	30.9	30.5	8.8	42.6
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	15.5	20.6	15.6	12.9	11.1	4.7	3.3	4.9	2.0
金 融 ・ 保 険 業	10.6	20.1	11.4	14.1	8.7	4.1	4.9	2.2	3.4
不 動 産 業	20.5	18.4	17.7	16.7	18.0	11.1	9.7	8.1	13.1
サ ー ビ ス 業	9.0	15.9	11.7	15.0	13.3	11.3	5.5	9.8	6.9
500人以上	29.4	39.4	30.9	25.5	18.5	12.2	7.9	7.0	4.9
100～499人	21.1	26.4	27.4	19.3	17.7	10.2	8.0	6.3	7.5
30～99人	10.3	14.9	12.2	10.0	8.6	7.6	4.0	7.4	6.6

注）鉱業については少人数であるため掲げていない。ただし、計には全産業が含まれている。

4 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況

(1) 妊娠中及び出産後の通院休暇制度

妊娠中及び出産後の通院休暇制度（以下「通院休暇」という。）を有している事業所は22.7％である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（37.6％）、サービス業（34.0％）でその割合が高い。事業所規模別には、500人以上規模（31.0％）で制度を有している事業所の割合が高い。

また、通院休暇制度を有する事業所について休暇回数をみると、厚生省の示した基準どおりとする事業所が73.4％と最も多い。

通院休暇制度を有している事業所のうち、通院休暇中の賃金を有給とする事業所は78.1％である。また、有給とする事業所のうちの87.9％が全期間中100％有給としている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（99.9％）で有給とする事業所の割合が最も高く、次いで不動産業（95.4％）、金融・保険業（91.3％）となっている（第17表）。

第17表 産業・規模別妊娠中及び出産後の通院休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	妊 娠 中 及 び 出 産 後 の 通 院 休 暇 制 度					休暇中の賃金が有給	
	制度あり	休 暇 回 数					全期間 100％ 支給
		厚生省の示した 基準より多い	厚生省の示 した基準	厚生省の示した 基準より少ない	不 明		
計	22.7 (100.0)	(12.6)	(73.4)	(12.9)	(1.2)	(78.1) [100.0]	(68.6) [87.9]
鉱 業	9.2 (100.0)	(33.3)	(20.0)	(0.0)	(46.7)	(50.0)	(50.0)
建設業	10.8 (100.0)	(2.3)	(75.2)	(22.6)	(-)	(86.5)	(50.5)
製造業	16.6 (100.0)	(18.2)	(63.7)	(15.0)	(3.1)	(53.3)	(40.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	37.6 (100.0)	(7.9)	(78.2)	(13.9)	(-)	(99.9)	(99.9)
運輸・通信業	24.2 (100.0)	(6.8)	(92.8)	(0.4)	(-)	(62.6)	(61.7)
卸売・小売業、飲食店	18.3 (100.0)	(11.7)	(75.8)	(12.1)	(0.3)	(81.6)	(57.1)
金融・保険業	23.3 (100.0)	(9.1)	(53.0)	(37.8)	(-)	(91.3)	(80.6)
不動産業	10.9 (100.0)	(31.6)	(57.7)	(1.0)	(9.7)	(95.4)	(84.2)
サービス業	34.0 (100.0)	(13.2)	(74.7)	(11.1)	(1.1)	(88.7)	(86.3)
500人以上	31.0 (100.0)	(17.5)	(50.9)	(30.8)	(0.9)	(83.5)	(60.8)
100～499人	22.7 (100.0)	(8.4)	(70.1)	(19.8)	(1.7)	(84.2)	(74.7)
30～99人	22.5 (100.0)	(13.3)	(74.7)	(10.9)	(1.0)	(76.6)	(67.6)

注) 厚生省の示した基準 妊娠27週まで 4週間に1回
28～35週まで 2週間に1回
36週以降は 1週間に1回
産後1回

(2) 妊娠障害休暇制度

妊娠障害休暇制度を有する事務所は7.0％である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（14.6％）、サービス業（14.2％）でその割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上規模（12.4％）で高くなっている（第18表）。

また、休暇日数をみると、1～7日とする事業所が29.1％と最も多く、続いて8～14日が27.0％、必要日数とする事業所が18.4％となっている。

妊娠障害休暇制度を有している事業所のうち、妊娠障害休暇中の賃金を有給とする事業所は80.8％である。また、有給とする事業所のうちの91.4％が全期間中100％有給としている。産業別にみると、不動産業（100.0％）、運輸・通信業（99.7％）で有給とする事業所の割合が高くなっている。

第18表 産業・規模別妊娠障害休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	妊娠障害休暇 制度あり	休 暇 日 数							休暇中の賃金が 有給	
		1～7日	8～14日	15～21日	22日以上	必要日数	その他	不 明	全期間 100％支給	
計	7.0 (100.0)	(29.1)	(27.0)	(4.1)	(8.1)	(18.4)	(3.7)	(9.7)	(80.8) [100.0]	(73.8) [91.4]
鉱 産 業	1.8 (100.0)	(－)	(－)	(－)	(－)	(*)	(－)	(－)	(*)	(*)
建設業	2.6 (100.0)	(－)	(*)	(－)	(*)	(*)	(－)	(－)	(*)	(*)
製造業	3.4 (100.0)	(32.4)	(11.7)	(5.1)	(5.1)	(34.8)	(3.8)	(7.2)	(39.0)	(27.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	14.6 (100.0)	(63.1)	(13.6)	(－)	(15.5)	(5.5)	(2.3)	(－)	(94.8)	(94.8)
運輸・通信業	4.1 (100.0)	(37.7)	(32.5)	(－)	(11.6)	(6.7)	(5.6)	(5.8)	(99.7)	(98.7)
卸売・小売業、飲食店	4.3 (100.0)	(21.5)	(17.7)	(1.0)	(0.3)	(26.1)	(4.8)	(23.7)	(58.8)	(54.3)
金融・保険業	7.6 (100.0)	(13.3)	(6.3)	(13.3)	(－)	(13.3)	(－)	(53.8)	(96.6)	(83.3)
不動産業	1.8 (100.0)	(15.2)	(63.6)	(9.1)	(－)	(12.1)	(－)	(－)	(100.0)	(33.3)
サービス業	14.2 (100.0)	(31.3)	(33.6)	(4.2)	(9.0)	(15.9)	(3.8)	(2.2)	(89.6)	(85.1)
500人以上	12.4 (100.0)	(24.4)	(24.4)	(11.0)	(9.0)	(18.6)	(8.6)	(4.0)	(78.0)	(55.6)
100～499人	7.6 (100.0)	(30.7)	(21.9)	(1.1)	(8.8)	(27.0)	(6.0)	(4.5)	(73.3)	(68.1)
30～99人	6.7 (100.0)	(28.9)	(28.3)	(4.5)	(7.9)	(16.3)	(2.9)	(11.1)	(82.6)	(75.8)

(3) つわり休暇制度

つわり休暇制度を有する事務所は7.3％である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（13.5％）、サービス業（11.2％）でその割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上規模（12.7％）で高くなっている。

また、休暇日数をみると、8～14日とする事業所が34.8％と最も多く、続いて1～7日が30.1％、必要日数とする事業所が23.9％となっている。

つわり休暇制度を有している事業所のうち、つわり休暇中の賃金を有給とする事業所は70.7％である。また、有給とする事業所のうちの84.6％が全期間中100％有給としてい

る。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（100.0%）、金融・保険業（94.8%）で有給とする事業所の割合が高くなっている（第19表）。

第19表 産業・規模別つわり休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	つわり休暇 制度あり	休 暇 日 数							休暇中の賃金が 有給	
		1～7日	8～14日	15～21日	22日以上	必要日数	そ の 他	不 明		全期間 100%支給
計	7.3 (100.0)	(30.1)	(34.8)	(2.4)	(1.1)	(23.9)	(3.8)	(3.9)	(70.7) [100.0]	(59.8) [84.6]
鉱 業	1.8 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(*)	(-)	(-)	(*)	(*)
建 設 業	1.2 (100.0)	(-)	(*)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(*)	(*)
製 造 業	5.3 (100.0)	(21.8)	(39.6)	(6.8)	(1.7)	(22.0)	(2.8)	(5.4)	(47.4)	(33.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	13.5 (100.0)	(45.8)	(49.3)	(-)	(-)	(2.4)	(2.4)	(-)	(100.0)	(100.0)
運 輸 ・ 通 信 業	3.2 (100.0)	(8.0)	(63.5)	(-)	(6.7)	(7.7)	(7.2)	(6.7)	(43.7)	(37.0)
卸売・小売業、飲食店	8.1 (100.0)	(25.0)	(33.6)	(0.4)	(1.4)	(29.1)	(2.7)	(7.9)	(52.3)	(32.7)
金 融 ・ 保 険 業	8.7 (100.0)	(11.7)	(11.7)	(-)	(-)	(76.6)	(-)	(-)	(94.8)	(46.9)
不 動 産 業	5.0 (100.0)	(58.9)	(41.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(82.2)	(61.1)
サ ー ビ ス 業	11.2 (100.0)	(41.9)	(31.7)	(2.3)	(0.3)	(16.6)	(5.2)	(2.0)	(87.4)	(87.3)
500人以上	12.7 (100.0)	(21.2)	(36.3)	(5.8)	(2.5)	(17.5)	(9.7)	(6.8)	(66.9)	(48.7)
100～499人	8.9 (100.0)	(20.7)	(48.2)	(1.9)	(3.3)	(17.2)	(6.1)	(3.6)	(66.1)	(56.4)
30～99人	6.8 (100.0)	(33.1)	(31.1)	(2.7)	(0.4)	(26.0)	(2.9)	(3.9)	(72.2)	(61.2)

(4) 妊婦の通勤緩和措置

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所は18.1%である。産業別にみると、金融・保険業（41.5%）、電気・ガス・熱供給・水道業（32.7%）で実施している事業所の割合が高い。事業所規模別には、500人以上規模（23.8%）で高くなっている。

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所についてその内容をみると、勤務時間の短縮を伴う措置を実施している事業所が85.2%を占め、短縮時間は31～60分とする事業所が55.0%と最も多くなっている。

通勤緩和措置を実施している事業所のうち、短縮時間中の賃金を有給とする事業所は80.4%である。また、有給とする事業所のうちの86.1%が全期間中100%有給としている。産業別にみると、建設業（98.1%）、運輸・通信業（97.9%）、サービス業（92.8%）で有給とする事業所の割合が高くなっている（第20表）。

第20表 産業・規模、妊婦の通勤緩和措置の内容別事業所数の割合

(%)

産業・規模	措置あり	勤務時間の短縮							短縮時間中の賃金が有給	
		なし [時差出勤のみ]	あり(1日の短縮時間)				不明	不明		全期間 100%支給
			小計	30分以内	31~60分	60分を超える				
計	18.1 (100.0)	(14.2)	(85.2) [100.0]	(12.2)	(55.0)	(16.9)	(1.0)	(0.6)	[80.4] [100.0]	[69.2] [86.1]
鉱業	1.8 (*)	(-)	(*) [100.0]	(-)	(*)	(-)	(*)	(-)	[*]	[*]
建設業	11.3 (100.0)	(16.3)	(82.0) [100.0]	(21.7)	(26.2)	(34.1)	(-)	(1.7)	[98.1]	[44.9]
製造業	7.6 (100.0)	(18.2)	(81.8) [100.0]	(11.7)	(37.4)	(32.5)	(0.2)	(-)	[39.6]	[27.2]
電気・ガス・熱供給・水道業	32.7 (100.0)	(12.8)	(84.4) [100.0]	(1.0)	(71.6)	(3.3)	(2.5)	(2.7)	[90.4]	[89.2]
運輸・通信業	13.4 (100.0)	(3.5)	(96.1) [100.0]	(-)	(85.5)	(10.6)	(-)	(0.4)	[97.9]	[85.8]
卸売・小売業、飲食店	16.4 (100.0)	(20.4)	(79.6) [100.0]	(12.6)	(44.7)	(21.6)	(0.7)	(-)	[54.6]	[44.1]
金融・保険業	41.5 (100.0)	(19.0)	(78.5) [100.0]	(39.7)	(17.0)	(21.6)	(0.3)	(2.4)	[87.4]	[71.2]
不動産業	16.3 (100.0)	(7.1)	(92.9) [100.0]	(1.0)	(56.5)	(34.4)	(1.0)	(-)	[74.4]	[62.6]
サービス業	27.5 (100.0)	(10.8)	(88.9) [100.0]	(4.9)	(73.3)	(8.9)	(1.8)	(0.3)	[92.8]	[87.0]
500人以上	23.8 (100.0)	(20.8)	(77.6) [100.0]	(6.2)	(50.3)	(19.9)	(1.3)	(1.7)	[78.4]	[67.3]
100~499人	17.7 (100.0)	(19.5)	(79.3) [100.0]	(4.1)	(57.7)	(15.8)	(1.6)	(1.2)	[76.1]	[66.6]
30~99人	18.1 (100.0)	(12.9)	(86.6) [100.0]	(14.0)	(54.6)	(17.1)	(0.9)	(0.6)	[81.3]	[69.7]

(5) 休憩設備

妊婦が臥床することができる休憩設備を有する事業所は40.8%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(62.9%)で休憩設備を有する事業所の割合が高い。事業所規模別には、企業規模が大きくなるほど休憩設備を有する事業所の割合が高くなっている(第21表)。

第21表 産業・規模別休憩設備ありの事業所数の割合

(%)

産業・規模	休憩設備あり
計	40.8
鉱業	37.4
建設業	32.1
製造業	42.0
電気・ガス・熱供給・水道業	62.9
運輸・通信業	36.9
卸売・小売業、飲食店	37.5
金融・保険業	48.2
不動産業	37.1
サービス業	43.7
500人以上	58.6
100~499人	49.6
30~99人	38.6

(6) 配偶者出産休暇制度

配偶者が出産した場合の休暇制度を有する事業所は 51.9 % である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (97.5 %)、鉱業 (61.1 %) で制度を有する事業所の割合が高い。事業所規模別には、500 人以上規模 (76.4 %) で高くなっている。

また、休暇日数をみると、2 日とする事業所が 47.5 % と最も多く、続いて 3 日が 29.7 % となっている (第 22 表)。

第 22 表 産業・規模、休業日数別配偶者出産休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	制 度 あ り	休 暇 日 数							
		1 日	2 日	3 日	4～6 日	7 日以上	必要日数	そ の 他	不 明
計	51.9 (100.0)	(16.5)	(47.5)	(29.7)	(3.3)	(1.3)	(0.3)	(0.5)	(0.8)
鉱 業	61.1 (100.0)	(15.4)	(23.4)	(58.2)	(-)	(3.0)	(-)	(-)	(-)
建 設 業	44.7 (100.0)	(16.8)	(57.3)	(25.5)	(0.3)	(0.1)	(-)	(-)	(-)
製 造 業	55.3 (100.0)	(22.8)	(49.7)	(23.3)	(2.5)	(0.3)	(0.8)	(0.0)	(0.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	97.5 (100.0)	(4.3)	(66.3)	(21.6)	(4.8)	(3.1)	(-)	(-)	(-)
運 輸 ・ 通 信 業	46.4 (100.0)	(13.5)	(53.2)	(22.3)	(8.5)	(2.1)	(-)	(-)	(0.5)
卸売・小売業、飲食店	43.3 (100.0)	(16.0)	(55.3)	(18.4)	(5.0)	(1.4)	(0.2)	(-)	(3.7)
金 融 ・ 保 険 業	51.5 (100.0)	(23.2)	(22.1)	(48.1)	(0.5)	(6.1)	(-)	(-)	(-)
不 動 産 業	44.6 (100.0)	(44.6)	(35.9)	(16.7)	(0.2)	(2.2)	(-)	(-)	(0.2)
サ ー ビ ス 業	57.3 (100.0)	(10.7)	(41.8)	(41.7)	(2.9)	(1.3)	(0.1)	(1.5)	(0.1)
500 人以上	76.4 (100.0)	(10.2)	(51.5)	(29.9)	(5.3)	(2.6)	(0.1)	(0.2)	(0.3)
100～499 人	67.2 (100.0)	(15.5)	(48.5)	(29.6)	(4.1)	(1.4)	(0.3)	(0.1)	(0.5)
30～99 人	48.1 (100.0)	(17.0)	(47.0)	(29.8)	(3.0)	(1.3)	(0.3)	(0.6)	(1.0)

5 妊娠中の女子労働者の配置

(1) 配置の方針

妊娠中の女子労働者の配置の方針をみると、「妊娠中の女子労働者の配置についての方針は特に決めていない」とする事業所が52.7％で最も多く、次いで「すべての職務について、妊娠を理由とした配置転換は行っていない」(37.3％)、「妊娠中の女子労働者については本人の希望に応じた配置を行っている」(21.5％)となっている。

産業別にみるとほとんどの産業で「方針は特に決めていない」とする事業所が最も多いが、電気・ガス・熱供給・水道業及び金融・保険業においては、「妊娠を理由とした配置転換は行っていない」が最も多い。また、事業所規模別にみると、500人以上規模で「妊娠を理由とした配置転換は行っていない」とする事業所が最も多くなっている(第23表)。

第23表 産業・規模別妊娠中の女子労働者の配置方針(M. A.)

(%)

産業・規模	計	妊娠を理由とした配置転換は行っていない	妊娠中の女子労働者の配置についての方針は特に決めていない	妊娠中の女子労働者については本人の希望に応じた配置を行っている	妊娠中の女子労働者については母性保護の観点から一律に簡易な職務に配置している	不明
計	100.0	37.3	52.7	21.5	4.6	0.9
総業	100.0	44.0	67.3	10.7	1.8	—
建設業	100.0	39.6	66.5	11.3	0.1	—
製造業	100.0	27.1	53.1	27.9	5.9	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.9	40.2	4.2	0.5	0.4
運輸・通信業	100.0	27.9	56.1	13.6	3.7	5.5
卸売・小売業、飲食店	100.0	33.1	53.7	25.8	2.4	1.0
金融・保険業	100.0	60.2	45.6	21.0	1.3	—
不動産業	100.0	45.2	60.7	11.1	1.8	—
サービス業	100.0	45.5	48.2	19.0	7.2	0.2
500人以上	100.0	50.1	41.9	20.8	4.9	0.1
100～499人	100.0	40.5	49.8	22.6	4.5	1.1
30～99人	100.0	35.4	53.5	21.3	4.6	0.9

(2) 一律に簡易な職務配置している理由

「妊娠中の女子労働者については、母性保護の観点から一律に簡易な職務に配置している」事業所は4.6％となっているが、その理由をみると「労働基準法の就業制限ではないが肉体的負担が大きい業務がある」をあげる事業所が65.5％と最も多く、次いで「妊娠・出産に伴い、休業の増加が懸念され、業務に支障を来すおそれがある」(27.9％)、「深夜業がある」(26.5％)となっている。

産業別にみると、「妊娠・出産に伴い、休業の増加が懸念され、業務に支障を来すおそれがある」をあげる事業所は製造業、金融・保険業及び不動産業で比較的多く、また、「顧客に対するイメージに影響する」をあげる事業所は、不動産業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業で多い(第24表)。

第24表 産業・規模別妊娠中の女子労働者について母性保護の観点から一律に軽易な職務に配置している理由 (M. A.) (%)

産業・規模	計	時間外・休日が多い	深夜業がある	労基法で妊娠中の就業が制限されている危険有害業務がある	労基法上の就業制限ではないが肉体的負担が大きい業務がある	かなり高度の判断力を要する業務であり精神的な負担が大きい	妊娠・出産にともない体量の増加が懸念され、業務に支障を来すおそれがある	顧客に対する企業イメージに影響する	その他	不明
計	100.0	8.7	26.5	2.7	65.5	5.9	27.9	7.8	7.2	—
鉱業	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—
製造業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.7	—	6.4	66.6	10.1	52.1	0.7	9.6	—
運輸・通信業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
卸売・小売業、飲食店	100.0	—	0.4	—	63.7	—	7.2	—	35.9	—
金融・保険業	100.0	2.5	—	—	92.0	—	4.7	46.1	1.8	—
不動産業	100.0	—	—	—	89.8	—	77.6	20.4	—	—
サービス業	100.0	—	—	—	—	—	50.0	50.0	50.0	—
500人以上	100.0	5.7	59.9	1.2	65.6	5.5	16.3	4.5	1.2	—
100～499人	100.0	8.5	22.6	10.6	71.4	4.5	31.2	1.0	6.0	—
30～99人	100.0	6.2	26.8	5.3	68.6	2.8	30.3	7.2	9.8	—
30～99人	100.0	3.1	26.6	2.0	64.7	6.6	27.4	7.9	6.7	—

6 昇進・昇格の決定等に関する産前産後休業、育児時間又は生理休暇による不就業期間の取扱い

(1) 産前産後休業

昇進・昇格、昇給の決定、退職金の算定に当たって、労働者の出勤状況を考慮している事業所における、産前産後休業による不就業期間の取扱いについては、「不就業期間を就業したものとしみなす」事業所が最も多く、それぞれ67.4%、66.9%、73.1%となっている。また、「不就業期間とする」事業所は、18.5%、19.2%、16.8%となっている。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、サービス業等で「就業したものとしみなす」事業所が多い。事業所規模別にみると、規模が大きくなるほど「就業したものとしみなす」事業所が多くなっている (第25表)。

第25表 産業・規模別産前産後休業による不就業期間の取扱い (%)

		昇進・昇格の決定										昇給の決定										退職金の算定									
産業	計	労働者の出勤状況を考慮している場合					その他	不明	労働者の出勤状況を考慮していない場合					その他	不明	労働者の出勤状況を考慮している場合					その他	不明	労働者の出勤状況を考慮していない場合					その他	不明		
		計	不就業期間を就業したものとしみなす	不就業期間とする	その他	不明			計	不就業期間を就業したものとしみなす	不就業期間とする	その他	不明			計	不就業期間を就業したものとしみなす	不就業期間とする	その他	不明			計	不就業期間を就業したものとしみなす	不就業期間とする	その他	不明				
計	100.0	68.8	68.8	30.0	6.2	15.2	86.4	2.8	97.3	68.8	2.8	13.2	6.5	13.2	16.4	2.8	61.9	68.8	2.4	11.4	4.4	18.6	16.8	2.8							
鉱業	100.0	96.0	96.0	40.0	8.9	20.1	29.9	1.8	98.0	96.0	4.0	11.6	8.2	98.0	96.0	3.8	62.1	96.0	3.8	6.1	2.0	20.2	16.2	1.8							
製造業	100.0	64.2	64.2	1.8	9.8	7.0	14.1	24.8	61.0	64.2	8.0	11.0	5.8	61.0	64.2	6.2	41.8	64.2	9.2	7.8	7.0	10.8	20.2	5.2							
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.0	61.0	6.4	11.0	15.7	15.7	17.2	61.0	61.0	6.0	10.0	9.2	61.0	61.0	5.0	47.0	61.0	6.0	12.7	4.4	18.6	16.2	2.8							
運輸・郵便業	100.0	81.0	81.0	1.0	6.8	5.0	13.0	4.4	84.0	81.0	0.0	4.7	5.3	84.0	81.0	2.8	63.0	81.0	1.1	4.4	4.5	12.5	2.8	0.6							
卸売・小売業、飲食店	100.0	61.0	61.0	1.0	6.8	5.0	13.0	4.4	84.0	61.0	0.0	4.7	5.3	84.0	61.0	2.8	63.0	61.0	1.1	4.4	4.5	12.5	2.8	0.6							
金融・保険業	100.0	61.0	61.0	1.0	6.8	5.0	13.0	4.4	84.0	61.0	0.0	4.7	5.3	84.0	61.0	2.8	63.0	61.0	1.1	4.4	4.5	12.5	2.8	0.6							
不動産業	100.0	61.0	61.0	1.0	6.8	5.0	13.0	4.4	84.0	61.0	0.0	4.7	5.3	84.0	61.0	2.8	63.0	61.0	1.1	4.4	4.5	12.5	2.8	0.6							
サービス業	100.0	61.0	61.0	1.0	6.8	5.0	13.0	4.4	84.0	61.0	0.0	4.7	5.3	84.0	61.0	2.8	63.0	61.0	1.1	4.4	4.5	12.5	2.8	0.6							
500人以上	100.0	73.5	73.5	1.1	12.0	5.3	14.8	5.7	73.5	73.5	2.4	12.6	4.8	73.5	73.5	2.4	68.4	73.5	8.0	6.7	3.8	12.4	2.4	0.5							
100～499人	100.0	72.1	72.1	1.1	12.0	5.3	14.8	5.7	72.1	72.1	2.4	12.6	4.8	72.1	72.1	2.4	67.3	72.1	7.2	7.2	4.1	11.5	2.4	0.6							
30～99人	100.0	60.8	60.8	1.1	11.0	4.3	15.5	17.9	60.8	60.8	2.4	12.6	4.8	60.8	60.8	2.4	60.8	60.8	7.2	7.2	4.1	11.5	2.4	0.6							

(2) 育児時間

昇進・昇格、昇給の決定、退職金の算定に当たって、労働者の出勤状況を考慮している事業所における、育児時間による不就業期間の取扱いについても、「不就業期間を就業したものとみなす」事業所が最も多く、それぞれ71.9%、71.5%、77.0%となっている。また、「不就業期間とする」事業所は15.3%、15.7%、13.2%となっている。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、不動産業等で「就業したものとみなす」事業所が多い。事業所規模別にみると、規模が大きくなるほど「就業したものとみなす」事業所が多くなっている（第26表）。

第26表 産業・規模別育児時間による不就業期間の取扱い

(%)

産業	計	昇進・昇格の決定					昇給の決定					退職金の算定				
		育児時間の出勤状況を考慮している場合				その他	育児時間の出勤状況を考慮していない場合				その他	育児時間の出勤状況を考慮している場合				その他
		計	就業したものとみなす	就業したものとみなす	就業したものとみなす		計	就業したものとみなす	就業したものとみなす	就業したものとみなす		計	就業したものとみなす	就業したものとみなす	就業したものとみなす	
計	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
製造業	100.0	50.9	61.9	61.9	61.9	17.1	34.9	42.9	42.9	34.9	15.9	34.9	47.9	47.9	44.9	16.9
建設業	100.0	49.9	59.9	59.9	59.9	14.1	34.9	42.9	42.9	34.9	15.9	34.9	47.9	47.9	44.9	16.9
卸売業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
金融・保険業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
不動産業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
飲食・小売業、飲食店	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
運輸・郵便業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
情報・通信業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
サービス業	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
500人以上	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
100～499人	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5
50～99人	100.0	61.9	71.9	71.5	77.0	18.5	38.0	46.1	44.9	39.9	14.1	37.9	48.9	48.9	44.9	17.5

(3) 生理休暇

昇進・昇格、昇給の決定、退職金の算定に当たって、労働者の出勤状況を考慮している事業所における、生理休暇による不就業期間の取扱いについても、「不就業期間を就業したものとみなす」事業所が最も多く、それぞれ71.0%、71.0%、76.8%となっている。また、「不就業期間とする」事業所は16.5%、16.2%、13.0%となっている。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、サービス業等で「就業したものとみなす」事業所が多い。事業所規模別にみると、規模が大きくなるほど「就業したものとみなす」事業所が多くなっている（第27表）。

第27表 産業・規模別生理休暇による不就業期間の取扱い

(%)

産業	計	昇進・昇格・昇給										退職金の算定									
		労働者の出勤状況を考慮している場合					労働者の出勤状況を考慮していない場合					労働者の出勤状況を考慮している場合					労働者の出勤状況を考慮していない場合				
		計	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	計	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	計	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	計	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす	昇進・昇格・昇給の決定に当たって就業したものとみなす
計	100.0	63.8	45.1	8.9	10.5	5.3	16.2	17.1	3.0	66.5	66.5	63.8	45.1	8.9	10.5	5.3	16.2	17.1	3.0	66.5	66.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.5	41.8	2.6	6.5	0.2	38.5	37.4	—	68.0	68.0	61.5	41.8	2.6	6.5	0.2	38.5	37.4	—	68.0	68.0
製造業	100.0	52.5	41.8	0.1	8.0	6.9	47.5	48.2	0.7	54.1	54.1	52.5	41.8	0.1	8.0	6.9	47.5	48.2	0.7	54.1	54.1
卸売業・小売業	100.0	64.2	43.4	3.4	13.3	6.4	35.7	46.7	9.0	57.8	57.8	64.2	43.4	3.4	13.3	6.4	35.7	46.7	9.0	57.8	57.8
不動産業	100.0	61.8	72.7	—	3.8	8.2	38.2	27.3	10.9	61.8	61.8	61.8	72.7	—	3.8	8.2	38.2	27.3	10.9	61.8	61.8
運輸・郵便業	100.0	54.4	36.3	5.8	11.3	3.4	45.6	63.7	18.9	56.7	56.7	54.4	36.3	5.8	11.3	3.4	45.6	63.7	18.9	56.7	56.7
飲食・小売業、飲食品	100.0	56.4	34.1	8.6	14.3	4.7	43.6	65.9	20.0	58.4	58.4	56.4	34.1	8.6	14.3	4.7	43.6	65.9	20.0	58.4	58.4
金融・保険業	100.0	79.0	61.2	4.2	6.7	2.0	18.8	38.7	2.3	80.3	80.3	79.0	61.2	4.2	6.7	2.0	18.8	38.7	2.3	80.3	80.3
情報・通信業	100.0	51.7	56.9	—	5.2	30.5	44.8	37.7	2.7	71.8	71.8	51.7	56.9	—	5.2	30.5	44.8	37.7	2.7	71.8	71.8
サービス業	100.0	50.4	55.3	1.1	8.8	5.3	49.6	44.7	4.9	71.3	71.3	50.4	55.3	1.1	8.8	5.3	49.6	44.7	4.9	71.3	71.3
900人以上	100.0	78.3	66.8	2.6	5.3	4.7	21.7	33.2	1.0	82.4	82.4	78.3	66.8	2.6	5.3	4.7	21.7	33.2	1.0	82.4	82.4
100人～900人	100.0	51.6	53.8	3.1	11.2	4.7	48.4	46.8	2.6	74.6	74.6	51.6	53.8	3.1	11.2	4.7	48.4	46.8	2.6	74.6	74.6
30人～100人	100.0	51.5	43.1	3.8	12.4	6.2	48.5	56.7	4.2	63.4	63.4	51.5	43.1	3.8	12.4	6.2	48.5	56.7	4.2	63.4	63.4

Ⅲ 付 属 統 計 表

統計表利用上の注意

- 1 該当する事項が0の場合「－」で表示した。
- 2 「＊」の欄は、分母が小さいため計算していない箇所である。

目 次

第1表	産業・規模別女子常用労働者数の割合及び有夫者数の割合	31
第2表	産業・規模別出産者のあった事業所の割合、女子常用労働者に占める 出産者数の割合及び有夫者に占める出産者数の割合	32
第3表	産業・規模別妊娠又は出産による退職者数の割合	33
第4表	産業・規模、産前産後休業制度の内容別事業所数の割合	34
第5表	産業・規模、育児時間制度の内容別事業所数の割合	36
第6表	産業・規模、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置の 内容別事業所数の割合	38
第7表	産業・規模、休業日数別産前休業者数の割合 及び1人平均産前休業日数（単胎）	40
第8表	産業・規模、休業日数別産後休業者数の割合 及び1人平均産後休業日数（単胎）	42
第9表	産業・規模別生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	44
第10表	産業・規模別妊娠及び出産後の通院休暇制度ありの事業所数の割合	45
第11表	産業・規模別妊娠障害休暇制度ありの事業所数の割合	46
第12表	産業・規模別つわり休暇制度ありの事業所数の割合	48
第13表	産業・規模別妊婦の通勤緩和措置ありの事業所数の割合	50

第1表 産業・規模別女子常用労働者数の割合及び有夫者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模		全常用労働者に占める 女子常用労働者数の割合	女子常用労働者に占める 有 夫 者 数 の 割 合
計		34.9	47.2
産 業	業		
D 鉱 業	業	10.9	39.2
E 建 設 業	業	13.6	38.3
F 製 造 業	業	29.7	55.9
12,13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	49.7	63.1
14,15	繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	61.9	64.0
16	木材・木製品製造業(家具を除く)	25.6	59.7
17	家具・装備品製造業	28.3	63.0
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	23.7	55.3
19	出版・印刷・同関連産業	25.8	34.0
20	化学工業	21.7	42.2
21	石油製品・石炭製品製造業	10.7	19.1
23	ゴム製品製造業	26.6	62.7
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	50.8	70.7
25	窯業・土石製品製造業	22.1	57.7
26	鉄 鋼 業	9.9	37.9
27	非鉄金属製造業	20.0	50.3
28	金属製品製造業	25.8	57.7
29	一般機械器具製造業	18.0	46.6
30	電気機械器具製造業	31.2	54.0
31	輸送用機械器具製造業	15.8	51.0
32	精密機械器具製造業	35.3	55.7
22,33,34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	32.7	59.9
G	電気・ガス・熱供給・水道業	13.1	42.7
H	運 輸 ・ 通 信 業	10.8	39.9
I	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	43.9	41.4
46~53	卸 売 業	30.9	25.0
54~59	小 売 業	56.6	51.2
60~61	飲 食 店	58.9	47.0
J	金 融 ・ 保 険 業	46.4	28.1
K	不 動 産 業	28.3	28.0
L	サ ー ビ ス 業	49.3	49.5
75	旅館・その他の宿泊所	46.1	35.8
76,80	映画業、娯楽業	53.3	53.5
88	医 療 業	76.3	51.0
90	社会保険、社会福祉	65.1	52.5
91	教 育 業	33.9	59.6
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	32.2	45.9
規 模			
500	人 以 上	25.2	29.8
100	～ 499人	35.3	47.5
30	～ 99人	39.6	52.7

第2表 産業・規模別出産者のあった事業所の割合、女子常用労働者に占める出産者数の割合及び有夫者に占める出産者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	出産者のあった 事業所の割合	女子労働者に占め る出産者数の割合	有夫者に占める 出産者数の割合
計	21.4	1.4	3.0
産 業			
D 鉱 業	4.0	0.4	1.0
E 建 設 業	4.1	0.4	1.1
F 製 造 業	20.9	1.4	2.5
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	15.7	0.6	0.9
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	29.4	1.1	1.7
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	6.1	0.3	0.5
17 家具・装備品製造業	19.0	1.4	2.3
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	13.4	0.7	1.3
19 出版・印刷・同関連産業	17.7	1.1	3.1
20 化 学 工 業	22.5	1.3	3.0
21 石油製品・石炭製品製造業	11.5	0.7	3.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	23.7	1.2	2.0
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	13.9	0.8	1.1
25 窯業・土石製品製造業	10.3	1.0	1.7
26 鉄 鋼 製 造 業	14.6	1.4	3.7
27 非鉄金属製造業	16.0	1.0	1.9
28 金属製品製造業	10.6	1.1	1.9
29 一般機械器具製造業	16.5	1.4	3.0
30 電気機械器具製造業	32.0	2.3	4.2
31 輸送用機械器具製造業	27.6	1.5	3.0
32 精密機械器具製造業	32.8	2.1	3.8
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	16.4	1.1	1.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	21.6	2.3	5.3
H 運 輸 ・ 通 信 業	6.0	0.9	2.2
I 卸 売 ・ 小 売 業 、 飲 食 店	11.0	0.6	1.5
46~53 卸 売 業	11.2	0.7	2.8
54~59 小 売 業	13.8	0.7	1.4
60~61 飲 食 店	2.1	0.1	0.1
J 金 融 ・ 保 険 業	42.2	1.9	6.8
K 不 動 産 業	11.3	0.4	1.6
L サ ー ビ ス 業	35.1	1.9	3.8
75 旅館・その他の宿泊所	11.4	0.6	1.6
76,80 映 画 業 、 娯 楽 業	13.2	0.4	0.8
88 医 療 業	62.7	2.6	5.1
90 社会保険、社会福祉	48.0	2.4	4.6
91 教 育 業	53.4	3.7	6.3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	19.7	1.0	2.1
規 模			
500 人 以 上	74.0	1.8	6.1
100 ~ 499人	37.3	1.5	3.2
30 ~ 99人	16.9	1.2	2.3

第3表 産業・規模別妊娠又は出産による退職者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	妊産婦に対する妊娠又は出産による退職者数の割合	出産前退職者			出産後退職者		
		小 計	産前休業取得前	産前休業中	小 計	産後休業中	産後休業後
計	31.6 (100.0)	(68.9)	(64.2)	(4.7)	(31.1)	(7.2)	(23.9)
産 業							
D 鉱 業	56.7 (100.0)	(88.2)	(88.2)	(—)	(11.8)	(5.9)	(5.9)
E 建設業	56.6 (100.0)	(92.4)	(90.5)	(1.9)	(7.6)	(0.4)	(7.2)
F 製造業	39.4 (100.0)	(62.8)	(59.6)	(3.2)	(37.2)	(6.0)	(31.2)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	46.6 (100.0)	(70.4)	(68.8)	(1.6)	(29.6)	(14.7)	(14.8)
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	40.1 (100.0)	(43.3)	(40.8)	(2.6)	(56.7)	(6.5)	(50.1)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	68.3 (100.0)	(86.4)	(72.0)	(14.4)	(13.6)	(—)	(13.6)
17 家具・装備品製造業	43.5 (100.0)	(47.6)	(47.6)	(—)	(52.4)	(9.3)	(43.1)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	55.8 (100.0)	(59.7)	(49.5)	(10.2)	(40.3)	(8.1)	(32.2)
19 出版・印刷・同関連産業	37.9 (100.0)	(84.7)	(82.5)	(2.2)	(15.3)	(3.9)	(11.4)
20 化学工業	34.6 (100.0)	(87.7)	(86.3)	(1.4)	(12.3)	(1.6)	(10.7)
21 石油製品・石炭製品製造業	50.0 (100.0)	(97.0)	(97.0)	(—)	(3.0)	(3.0)	(—)
23 ゴム製品製造業	34.0 (100.0)	(61.8)	(56.0)	(5.8)	(38.2)	(2.9)	(35.3)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	39.3 (100.0)	(30.2)	(28.3)	(1.9)	(69.8)	(11.3)	(58.5)
25 窯業・土石製品製造業	45.2 (100.0)	(84.9)	(76.6)	(8.3)	(15.1)	(1.2)	(13.9)
26 鉄 鋼 業	46.3 (100.0)	(69.2)	(61.5)	(7.7)	(30.8)	(1.5)	(29.2)
27 非鉄金属製造業	39.8 (100.0)	(65.3)	(61.1)	(4.2)	(34.7)	(10.0)	(24.7)
28 金属製品製造業	43.7 (100.0)	(67.4)	(61.7)	(5.7)	(32.6)	(8.1)	(24.6)
29 一般機械器具製造業	45.0 (100.0)	(70.6)	(58.8)	(11.8)	(29.4)	(4.3)	(25.1)
30 電気機械器具製造業	35.4 (100.0)	(59.0)	(58.9)	(0.2)	(40.9)	(5.8)	(35.1)
31 輸送用機械器具製造業	41.1 (100.0)	(53.2)	(47.4)	(5.9)	(46.8)	(5.4)	(41.4)
32 精密機械器具製造業	35.7 (100.0)	(67.0)	(65.7)	(1.3)	(33.0)	(1.4)	(31.5)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	44.6 (100.0)	(68.8)	(64.0)	(4.8)	(31.2)	(5.4)	(25.7)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	20.2 (100.0)	(92.4)	(92.4)	(—)	(7.6)	(—)	(7.6)
H 運輸・通信業	27.3 (100.0)	(76.3)	(74.3)	(2.0)	(23.7)	(0.9)	(22.8)
I 卸売・小売業、飲食店	54.2 (100.0)	(77.1)	(67.2)	(9.9)	(22.9)	(10.6)	(12.3)
45~53 卸 売 業	53.7 (100.0)	(88.6)	(80.0)	(8.6)	(11.4)	(2.0)	(9.4)
54~59 小 売 業	49.5 (100.0)	(63.1)	(56.3)	(6.8)	(36.9)	(20.3)	(16.6)
60~61 飲 食 店	94.3 (100.0)	(95.6)	(68.2)	(27.3)	(4.4)	(—)	(4.4)
J 金 融 ・ 保 険 業	23.1 (100.0)	(80.4)	(79.4)	(1.0)	(19.6)	(7.5)	(12.1)
K 不 動 産 業	70.8 (100.0)	(93.5)	(93.5)	(—)	(6.5)	(3.3)	(3.3)
L サ ー ビ ス 業	20.9 (100.0)	(64.1)	(59.7)	(4.4)	(35.9)	(7.4)	(28.5)
75 旅館・その他の宿泊所	59.1 (100.0)	(69.8)	(66.1)	(3.7)	(30.2)	(1.2)	(29.0)
76,80 映画業、娯楽業	51.8 (100.0)	(77.0)	(58.2)	(18.8)	(23.0)	(4.4)	(18.6)
88 医 療 業	14.5 (100.0)	(48.7)	(36.9)	(11.8)	(51.3)	(13.6)	(37.7)
90 社会保険、社会福祉	14.4 (100.0)	(51.9)	(51.9)	(—)	(48.1)	(6.2)	(41.9)
91 教 育 業	3.1 (100.0)	(60.6)	(60.6)	(—)	(39.4)	(0.9)	(38.5)
その他のサービス業	40.2 (100.0)	(78.6)	(78.0)	(0.7)	(21.4)	(5.4)	(16.0)
規 模							
500 人 以 上	31.3 (100.0)	(74.3)	(71.3)	(3.0)	(25.5)	(4.9)	(20.6)
100 ~ 499人	33.9 (100.0)	(71.2)	(67.9)	(3.3)	(28.8)	(4.6)	(24.3)
30 ~ 99人	30.0 (100.0)	(61.9)	(54.9)	(7.0)	(36.1)	(11.3)	(24.8)

第4表 産業・規模、産前産後休業

産 業 ・ 規 模	計	休 業 期 間 (単 胎)						
		産前 6週間 産後 8週間	通算し て14 週間	法定基準の期間を上回る				
				小 計	産前が 42日を 上回る	産後が 56日を 上回る	産前42日 産後56日 とも上回る	通算14 週間を上 回る
計	100.0	83.5	4.6	11.5	9.2	0.1	0.2	2.0
産 業								
D 鉱 業	100.0	95.1	4.6	0.3	0.3	—	—	—
E 建 設 業	100.0	91.3	7.3	0.1	0.0	—	—	0.1
F 製 造 業	100.0	88.9	5.6	5.4	4.3	0.1	0.2	0.7
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	93.1	5.6	1.2	1.0	—	0.2	—
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	84.2	7.4	8.4	8.2	—	—	0.1
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	93.0	3.9	3.0	2.9	—	—	0.2
17 家具・装備品製造業	100.0	91.7	7.2	1.1	0.9	—	0.2	0.1
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	92.1	5.2	1.5	0.3	—	—	1.2
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	81.8	7.4	10.8	5.8	—	0.3	4.7
20 化 学 工 業	100.0	85.8	4.6	9.6	7.0	0.7	—	1.9
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	84.7	2.5	12.9	12.9	—	—	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	96.5	1.8	1.7	1.1	—	0.5	0.1
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	88.7	10.0	1.4	—	—	1.4	—
25 窯業・土石製品製造業	100.0	92.1	6.0	1.9	1.6	—	—	0.3
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	92.0	3.5	4.5	3.1	—	1.3	0.1
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	90.1	4.4	5.5	3.7	0.7	1.1	—
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	93.1	5.2	1.8	1.7	—	—	0.1
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	91.8	5.1	3.0	2.5	—	0.2	0.4
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	83.1	4.4	12.3	10.0	0.4	0.4	1.4
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	92.0	7.0	1.0	0.7	—	—	0.2
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	90.4	4.0	4.5	3.2	1.0	—	0.4
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	91.0	6.0	2.2	1.9	—	—	0.3
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	67.1	2.5	30.5	24.4	—	0.8	5.3
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	90.9	5.9	3.2	2.2	0.2	0.2	0.6
I 卸 売 ・ 小 売 業 、 飲 食 店	100.0	81.5	6.2	12.3	9.3	0.0	0.2	2.7
46~53 卸 売 業	100.0	89.2	1.6	9.2	6.4	—	—	2.8
54~59 小 売 業	100.0	76.4	6.3	17.2	15.0	0.0	0.6	1.6
60~61 飲 食 店	100.0	68.3	23.0	8.8	3.0	—	—	5.8
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	86.2	2.2	11.5	10.5	—	—	1.0
K 不 動 産 業	100.0	87.5	6.4	6.2	6.2	—	—	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	75.0	1.9	22.5	18.2	0.3	0.3	3.8
75 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	91.8	6.3	1.9	0.5	—	—	1.3
76,80 映 画 業 、 娯 楽 業	100.0	93.4	0.8	4.2	3.8	—	—	0.4
88 医 療 業	100.0	86.7	5.6	7.7	6.5	1.0	—	0.1
90 社 会 保 険 、 社 会 福 祉	100.0	56.4	0.4	41.8	34.3	—	0.8	6.6
91 教 育 業	100.0	34.7	2.1	62.3	53.3	1.1	0.1	7.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	87.0	1.5	11.5	8.5	0.1	—	2.8
規 模								
500 人 以 上	100.0	73.7	2.2	24.0	20.3	0.4	0.3	3.0
100 ~ 499人	100.0	81.8	3.3	14.7	12.0	0.3	0.6	1.7
30 ~ 99人	100.0	84.1	5.0	10.6	8.4	0.1	0.1	2.0

制度の内容別事業所数の割合

(%)

		休 業 期 間 (多 胎)									休業中の賃金が		出産祝 金等の 支給あり
その他	不 明	産前 10週間 産後 8週間	通算し て18 週間	法定基準の期間を上回る				その他	不 明	有 給	全期間 100% 支給		
				小 計	産前が 70日を 上回る	産後が 56日を 上回る	産前70日 産後56日 とも上回る					通算18 週を上回る	
0.3	0.0	91.7	4.9	3.0	0.1	1.8	0.1	1.1	0.2	0.1	31.2	23.9	53.6
-	-	95.1	4.6	0.3	-	0.3	-	-	-	-	6.4	2.1	44.5
1.2	-	93.7	5.0	0.0	-	0.0	-	-	1.2	-	24.3	16.2	58.5
0.1	0.1	91.9	6.0	1.6	0.3	0.8	0.1	0.4	0.3	0.2	13.7	7.6	66.5
-	-	91.3	6.8	0.5	-	0.2	-	0.3	1.0	0.3	13.6	8.2	60.9
-	-	92.0	7.5	0.4	-	0.1	-	0.1	-	0.1	8.7	4.7	55.2
-	-	91.2	5.6	2.2	-	2.0	-	0.2	0.8	0.2	11.5	6.1	56.9
-	-	89.9	9.2	0.9	-	0.3	0.2	0.4	-	-	5.8	0.3	59.0
1.2	-	92.2	6.6	1.2	-	-	-	1.2	-	-	16.7	13.6	65.2
-	-	88.8	6.2	4.2	3.8	0.2	-	0.2	-	0.8	30.3	19.8	72.6
-	-	89.3	10.0	0.7	-	0.7	-	-	-	-	31.2	22.3	73.6
-	-	94.5	3.6	1.8	-	1.8	-	-	-	-	36.4	27.3	64.2
-	-	98.8	0.6	0.6	-	-	0.5	0.1	-	-	17.6	8.0	66.9
-	-	94.4	5.1	-	-	-	-	-	0.5	-	2.3	2.3	63.1
-	-	89.3	8.8	0.6	0.1	0.3	-	0.3	-	1.4	16.2	12.9	64.0
-	-	93.6	3.5	2.9	-	1.6	1.3	-	-	-	15.5	10.8	78.3
-	-	91.4	5.5	3.1	-	2.1	1.1	-	-	-	13.7	6.1	64.4
-	-	93.7	4.9	0.4	-	0.3	-	0.1	1.1	-	5.3	2.2	69.2
-	-	94.0	5.1	0.7	0.1	0.2	-	0.4	-	0.2	10.6	3.8	72.4
-	0.3	92.5	3.5	3.7	-	2.3	-	1.4	-	0.3	15.7	6.4	67.0
-	-	92.6	6.2	1.2	-	0.9	-	0.2	-	-	8.3	4.2	72.1
1.0	-	94.8	2.6	1.6	-	1.3	-	0.4	1.0	-	8.7	3.8	77.3
0.8	-	88.4	8.5	2.8	1.1	1.2	0.3	0.3	0.3	-	12.3	6.0	68.8
-	-	92.4	3.0	4.6	-	1.1	-	3.4	-	-	93.1	87.8	14.8
-	-	94.8	4.7	0.5	-	0.2	0.2	0.0	-	-	26.2	23.6	35.3
-	-	88.6	6.8	4.6	0.0	2.6	0.1	1.9	-	-	21.5	15.4	65.0
-	-	92.8	3.7	3.6	-	2.4	-	1.2	-	-	24.6	18.6	78.9
-	-	88.1	6.4	5.5	0.1	3.7	0.4	1.4	-	-	19.9	13.8	56.5
-	-	74.6	19.6	5.8	-	-	-	5.8	-	-	14.6	8.5	39.6
0.1	-	96.9	3.1	-	-	-	-	-	-	-	81.4	47.8	54.1
-	-	94.5	5.5	-	-	-	-	-	-	-	50.2	37.2	66.0
0.6	-	91.0	3.1	5.7	0.1	3.6	0.0	2.0	0.2	0.1	45.3	40.4	39.4
-	-	92.8	5.9	1.3	-	-	-	1.3	-	-	7.1	4.7	56.3
1.6	-	96.7	0.8	0.9	-	0.5	-	0.4	1.6	-	21.5	16.3	58.0
0.0	-	92.5	6.6	0.2	-	0.2	-	0.0	0.7	-	30.0	19.4	39.5
1.4	-	86.1	2.8	11.0	-	6.0	-	4.9	-	0.2	69.9	67.1	20.7
0.9	-	83.2	5.9	11.0	0.1	5.7	0.1	5.1	-	-	86.3	81.3	18.2
0.0	-	94.4	1.8	3.8	0.1	3.3	-	0.3	0.0	-	33.0	27.9	52.1
0.1	-	91.9	2.7	5.4	0.4	2.7	0.1	2.2	0.0	-	43.0	28.4	55.1
0.2	0.1	93.1	3.6	3.0	0.1	2.0	0.3	0.6	0.0	0.3	30.3	23.3	57.9
0.3	-	91.4	5.3	3.0	0.1	1.7	0.0	1.2	0.2	0.0	31.2	24.0	52.6

第5表 産業・規模、育児時間

産 業 ・ 規 模	計	制度の適用範囲		1 日	
		女子のみ	男女とも	1日2回 各30分	1日1回 60分
計	100.0	76.0	24.0	75.9	4.0
産 業					
D 鉱 業	100.0	80.2	19.5	73.5	4.0
E 建 設 業	100.0	78.8	21.2	80.6	1.2
F 製 造 業	100.0	77.5	22.4	78.9	1.4
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	78.1	21.9	75.1	0.9
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	83.4	16.6	75.8	4.2
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	90.5	9.7	86.4	2.1
17 家具・装備品製造業	100.0	77.8	22.1	78.0	1.6
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	80.6	19.3	86.6	0.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	74.6	25.3	70.8	1.0
20 化 学 工 業	100.0	72.7	27.3	76.5	-
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	73.2	27.4	79.9	0.6
23 ゴム製品製造業	100.0	78.6	21.4	73.7	1.4
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	80.1	19.9	75.9	1.6
25 窯業・土石製品製造業	100.0	79.1	20.9	87.6	1.4
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	73.8	26.2	77.5	-
27 非鉄金属製造業	100.0	76.3	24.0	80.6	1.1
28 金属製品製造業	100.0	76.9	23.1	84.2	1.4
29 一般機械器具製造業	100.0	68.4	31.6	76.8	0.1
30 電気機械器具製造業	100.0	75.3	24.6	82.0	0.3
31 輸送用機械器具製造業	100.0	81.3	18.7	83.3	2.1
32 精密機械器具製造業	100.0	77.7	22.2	73.3	-
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	83.2	16.7	77.1	3.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.3	23.8	70.5	11.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	76.6	23.4	66.7	13.3
I 卸 売 ・ 小 売 業 、 飲 食 店	100.0	75.5	24.5	81.6	2.1
46~53 卸 売 業	100.0	71.3	28.7	86.0	2.1
54~59 小 売 業	100.0	74.9	25.1	74.3	2.8
60~61 飲 食 店	100.0	92.8	7.2	86.9	-
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	75.9	24.1	76.5	1.5
K 不 動 産 業	100.0	83.8	16.1	85.2	1.3
L サ ー ビ ス 業	100.0	73.7	26.3	70.8	5.5
75 旅館・その他の宿泊所	100.0	76.9	23.1	73.2	2.7
76,80 映 画 業 、 娯 楽 業	100.0	80.8	19.2	77.2	2.1
88 医 療 業	100.0	75.4	24.6	71.0	1.9
90 社会保険、社会福祉	100.0	68.5	31.5	58.7	10.2
91 教 育 業	100.0	57.2	42.8	46.6	16.2
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	78.3	21.7	82.3	2.4
規 模					
500 人 以 上	100.0	75.5	24.5	69.6	6.0
100 ~ 499人	100.0	70.9	29.1	71.2	5.2
30 ~ 99人	100.0	77.1	22.9	77.0	3.7

制度の内容別事業所数の割合

(%)

の 時 間				期 間			休業中の賃金が	
1日2回 各45分	1日1回 90分	そ の 他	不 明	生 後 1 年 間	そ の 他	不 明	有 給	全 期 間 100%有給
4.2	0.9	15.0	0.1	92.3	7.6	0.1	43.0	40.1
6.1	—	14.3	1.8	99.7	—	—	33.5	33.5
4.4	0.1	13.7	—	94.7	5.2	—	43.8	40.6
4.4	0.7	14.6	0.1	92.3	7.5	0.1	30.6	27.8
0.9	0.3	22.7	—	86.9	13.1	—	26.2	24.4
4.9	0.1	14.4	0.7	91.5	8.4	—	34.6	33.0
2.6	0.2	8.9	—	92.9	7.1	—	23.1	23.0
3.8	2.1	14.3	—	93.2	6.5	0.3	18.3	16.4
5.5	0.3	7.3	—	97.8	2.2	—	42.0	40.8
9.1	0.2	19.0	—	88.2	11.7	—	27.1	23.4
9.6	—	13.9	—	93.3	6.6	—	52.5	48.4
3.0	—	17.1	—	89.6	11.0	—	56.7	56.1
4.9	1.2	18.8	0.1	96.5	3.5	—	33.8	30.2
5.6	2.8	13.9	—	87.3	12.5	—	19.4	17.8
3.9	1.6	5.5	—	92.3	7.6	—	33.1	30.3
7.8	—	14.8	—	97.9	2.1	—	36.8	34.6
3.7	—	14.7	0.2	95.4	4.8	—	27.2	26.3
2.9	0.5	11.0	—	94.6	5.4	—	26.6	23.7
1.7	0.7	20.6	0.1	88.1	10.5	1.4	24.5	21.4
4.7	1.7	11.1	0.1	95.6	4.4	—	31.9	27.7
1.9	1.0	11.8	—	96.1	3.9	—	26.5	23.9
5.7	—	20.8	—	90.6	9.2	—	27.3	23.6
8.4	—	11.2	—	93.7	6.3	—	33.8	30.9
2.7	1.3	13.6	—	84.3	15.8	—	93.0	89.3
6.8	0.4	12.7	—	91.3	8.7	—	38.5	37.9
2.8	0.7	12.9	—	94.9	5.1	—	34.3	31.1
0.9	0.2	10.8	—	97.0	3.0	—	37.6	37.1
3.9	1.5	17.5	—	92.4	7.6	—	33.5	26.5
6.1	—	7.1	—	94.5	5.5	—	24.4	22.4
2.0	—	20.1	—	95.4	4.6	—	66.8	57.9
2.7	—	10.8	—	90.4	9.6	—	45.1	39.5
4.5	2.0	17.0	0.1	89.8	10.1	0.1	55.6	53.5
5.4	1.3	17.4	—	91.0	9.0	—	23.5	20.5
1.0	0.4	18.2	1.1	93.6	5.3	1.1	31.0	28.3
8.3	0.9	17.9	—	92.3	7.6	—	55.5	50.7
6.1	4.8	20.0	0.2	86.7	13.3	—	77.9	76.6
2.0	5.1	30.1	—	85.3	14.7	—	89.6	86.6
2.7	0.1	12.5	—	91.4	8.6	—	40.6	39.0
3.2	0.2	20.6	0.4	93.4	6.4	0.1	62.4	55.9
4.8	1.3	17.4	0.1	92.6	7.4	0.0	48.5	44.5
4.0	0.9	14.4	0.0	92.2	7.7	0.1	41.4	38.8

第6表 産業・規模、生理日の就業が著しく困難

産 業 ・ 規 模	計	休 暇 中 の 賃 金		1 日 未 満
		無 給	有 給	
計	100.0	47.6	52.1 (100.0)	(2.6)
産 業				
D 鉱 業	100.0	58.6	39.9 (100.0)	(6.2)
E 建 設 業	100.0	46.8	51.8 (100.0)	(-)
F 製 造 業	100.0	61.3	38.3 (100.0)	(4.3)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	66.8	33.2 (100.0)	(8.5)
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	68.7	31.2 (100.0)	(2.8)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	72.3	27.7 (100.0)	(-)
17 家具・装備品製造業	100.0	67.9	32.1 (100.0)	(8.6)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	58.3	41.4 (100.0)	(7.3)
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	55.5	43.6 (100.0)	(4.2)
20 化 学 工 業	100.0	37.9	62.1 (100.0)	(0.7)
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	24.2	75.8 (100.0)	(2.5)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	55.5	44.5 (100.0)	(2.2)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	77.6	22.4 (100.0)	(7.2)
25 窯業・土石製品製造業	100.0	61.7	38.3 (100.0)	(3.6)
26 鉄 鋼 業	100.0	47.9	50.9 (100.0)	(0.1)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	47.0	51.9 (100.0)	(4.2)
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	66.2	32.6 (100.0)	(7.7)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	55.8	44.0 (100.0)	(0.3)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	61.7	37.0 (100.0)	(6.0)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	65.8	34.2 (100.0)	(1.5)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	59.5	40.5 (100.0)	(4.0)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	60.3	39.7 (100.0)	(6.5)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.7	97.3 (100.0)	(-)
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	41.4	58.6 (100.0)	(4.0)
I 卸 売 ・ 小 売 業 、 飲 食 店	100.0	63.8	36.2 (100.0)	(4.8)
46~53 卸 売 業	100.0	51.0	49.0 (100.0)	(7.2)
54~59 小 売 業	100.0	75.1	24.9 (100.0)	(0.5)
60~61 飲 食 店	100.0	77.8	22.2 (100.0)	(-)
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	6.1	93.9 (100.0)	(1.0)
K 不 動 産 業	100.0	41.9	58.1 (100.0)	(-)
L サ ー ビ ス 業	100.0	36.0	63.7 (100.0)	(1.6)
75 旅館・その他の宿泊所	100.0	68.9	30.8 (100.0)	(6.2)
76,80 映画業、娯楽業	100.0	61.1	38.9 (100.0)	(8.2)
88 医 療 業	100.0	47.9	52.1 (100.0)	(-)
90 社会保険、社会福祉	100.0	15.3	84.7 (100.0)	(1.4)
91 教 育 業	100.0	4.8	94.3 (100.0)	(1.1)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	45.5	53.8 (100.0)	(1.4)
規 模				
500 人 以 上	100.0	23.1	76.7 (100.0)	(1.3)
100 ~ 499人	100.0	40.9	58.9 (100.0)	(2.3)
30 ~ 99人	100.0	49.5	50.1 (100.0)	(2.7)

な女子に対する措置の内容別事業所数の割合

(%)

有給日数							
月経時ごと				年間を通して			不 明
1 日	2 日	3 日以上	必要日数	13 日まで	14 日以上	そ の 他	
(18.1)	(25.9)	(6.5)	(40.6)	(1.5)	(1.2)	(3.2)	(0.4)
(11.5)	(40.8)	(6.9)	(20.0)	(10.0)	(-)	(4.6)	(-)
(23.7)	(15.5)	(4.9)	(48.0)	(2.4)	(-)	(5.5)	(-)
(25.9)	(19.0)	(2.2)	(39.2)	(2.4)	(0.7)	(5.8)	(0.4)
(16.6)	(18.6)	(1.1)	(39.2)	(-)	(0.9)	(14.2)	(0.9)
(25.5)	(22.5)	(0.4)	(36.6)	(4.2)	(-)	(7.5)	(0.4)
(10.6)	(18.6)	(-)	(48.7)	(6.5)	(-)	(15.6)	(-)
(35.6)	(18.1)	(-)	(23.0)	(10.4)	(-)	(4.2)	(-)
(41.2)	(11.6)	(6.6)	(27.6)	(2.1)	(-)	(3.5)	(-)
(19.5)	(24.7)	(2.6)	(39.3)	(5.5)	(-)	(4.3)	(-)
(18.1)	(22.1)	(1.8)	(51.0)	(1.8)	(-)	(3.3)	(1.1)
(8.2)	(23.0)	(9.0)	(52.5)	(0.8)	(0.8)	(3.3)	(-)
(42.6)	(4.3)	(-)	(45.6)	(2.7)	(-)	(2.7)	(-)
(23.7)	(9.3)	(-)	(27.8)	(25.8)	(-)	(6.2)	(-)
(22.7)	(23.5)	(1.3)	(43.9)	(0.7)	(-)	(4.3)	(-)
(15.8)	(29.1)	(2.9)	(38.8)	(5.0)	(-)	(8.3)	(-)
(27.8)	(20.1)	(4.5)	(33.1)	(1.7)	(0.8)	(7.8)	(-)
(38.3)	(14.7)	(-)	(30.6)	(3.9)	(3.7)	(0.8)	(0.4)
(30.6)	(15.7)	(4.5)	(35.5)	(1.7)	(0.9)	(10.7)	(0.1)
(23.2)	(20.4)	(1.7)	(46.2)	(0.4)	(-)	(1.3)	(0.9)
(30.0)	(10.4)	(8.2)	(43.2)	(3.2)	(-)	(2.8)	(0.7)
(35.2)	(16.5)	(-)	(30.6)	(3.4)	(2.4)	(7.7)	(0.3)
(32.0)	(20.1)	(0.1)	(34.9)	(0.9)	(2.7)	(2.7)	(-)
(4.8)	(65.6)	(18.6)	(10.2)	(-)	(-)	(0.8)	(-)
(12.6)	(45.5)	(5.6)	(31.5)	(0.4)	(0.0)	(0.4)	(-)
(12.8)	(18.2)	(6.7)	(51.7)	(2.5)	(0.5)	(1.1)	(1.8)
(13.1)	(15.8)	(3.7)	(54.2)	(2.7)	(0.3)	(0.4)	(2.7)
(15.7)	(25.5)	(5.4)	(49.6)	(-)	(-)	(3.2)	(0.2)
(0.3)	(13.7)	(35.2)	(38.0)	(9.1)	(3.6)	(-)	(-)
(17.9)	(19.7)	(1.4)	(49.7)	(1.2)	(6.5)	(2.5)	(0.2)
(18.2)	(12.6)	(0.7)	(58.9)	(-)	(7.9)	(1.7)	(-)
(17.2)	(28.9)	(10.6)	(36.5)	(1.0)	(0.6)	(3.5)	(0.1)
(18.4)	(24.2)	(-)	(24.4)	(3.0)	(-)	(19.5)	(4.3)
(29.7)	(4.1)	(2.7)	(49.4)	(-)	(2.0)	(3.9)	(-)
(19.0)	(21.6)	(3.4)	(46.4)	(4.5)	(-)	(5.1)	(-)
(13.7)	(36.8)	(11.7)	(34.9)	(0.0)	(0.1)	(1.3)	(-)
(3.5)	(36.3)	(32.4)	(24.6)	(-)	(-)	(2.1)	(-)
(23.1)	(22.4)	(7.4)	(38.1)	(1.3)	(1.3)	(4.9)	(-)
(19.1)	(30.7)	(7.5)	(36.1)	(1.5)	(0.3)	(2.8)	(0.7)
(21.3)	(25.5)	(7.1)	(38.0)	(1.2)	(0.7)	(3.4)	(0.5)
(17.3)	(25.8)	(6.3)	(41.4)	(1.6)	(1.3)	(3.2)	(0.3)

第7表 産業・規模、休業日数別産前休業者

産 業 ・ 規 模	産前休業 取得者計	42 日 以 内		
		小 計	7日以内	8～21日
計	100.0	66.1	2.4	9.5
産 業				
D 鉱 業	100.0	53.8	—	7.7
E 建 設 業	100.0	92.8	11.9	7.3
F 製 造 業	100.0	75.2	4.2	12.5
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	72.5	3.3	12.2
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	80.8	5.0	17.8
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	83.0	—	—
17 家具・装備品製造業	100.0	83.4	10.6	5.1
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	79.3	13.5	22.4
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	60.3	8.7	11.2
20 化 学 工 業	100.0	71.5	1.7	15.4
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	84.4	3.1	3.1
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	86.2	4.3	5.6
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	83.1	8.5	5.1
25 窯業・土石製品製造業	100.0	84.6	9.3	16.9
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	81.9	5.5	27.0
27 非鉄金属製造業	100.0	76.6	4.5	9.6
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	80.7	8.9	15.8
29 一般機械器具製造業	100.0	77.6	3.6	18.5
30 電気機械器具製造業	100.0	71.6	3.6	9.5
31 輸送用機械器具製造業	100.0	74.5	1.4	9.5
32 精密機械器具製造業	100.0	82.4	5.6	12.0
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	80.1	2.3	16.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.2	1.1	5.4
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	81.2	0.5	9.2
I 卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	100.0	64.3	1.5	15.8
46～53 卸 売 業	100.0	71.1	1.7	19.8
54～59 小 売 業	100.0	61.0	1.4	13.5
60～61 飲 食 店	100.0	3.7	—	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	78.2	2.3	10.5
K 不 動 産 業	100.0	46.6	2.6	2.1
L サ ー ビ ス 業	100.0	56.7	1.3	6.4
75 旅館・その他の宿泊所	100.0	84.3	8.5	6.2
76,80 映 画 業、 娯 楽 業	100.0	59.3	1.9	5.6
88 医 療 業	100.0	65.9	1.5	6.8
90 社会保険、社会福祉	100.0	45.1	0.5	3.9
91 教 育 業	100.0	19.9	1.0	0.4
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	67.9	1.8	13.5
規 模				
500 人 以 上	100.0	63.1	2.7	6.9
100 ～ 499人	100.0	66.7	3.3	8.6
30 ～ 99人	100.0	66.9	1.3	11.8

数の割合及び1人平均産前休業日数（単胎）

(%)

の 者		42 日 を 超 え る 者				休業日数 不 明	1人平均産前 休業日数(日)
22～35日	36～42日	小 計	43～56日	57～70日	71日以上		
17.1	37.1	33.5	26.1	6.2	1.3	0.4	40.2
—	46.2	46.2	—	46.2	—	—	50.0
30.2	43.3	7.2	4.9	2.4	—	—	32.4
22.0	36.4	24.6	20.6	3.0	1.0	0.2	36.8
16.9	40.1	27.5	19.2	5.3	3.0	—	38.6
30.5	27.6	19.2	15.5	1.9	1.8	—	33.3
2.1	80.9	17.0	9.6	7.4	—	—	42.7
32.3	35.4	16.6	6.7	0.5	9.4	—	36.7
23.8	19.6	20.7	14.4	—	6.4	—	30.7
11.5	29.0	39.7	35.9	2.7	1.0	—	36.6
21.9	32.4	27.9	27.5	0.4	—	0.6	36.1
37.5	40.6	15.6	15.6	—	—	—	37.8
25.1	51.2	13.8	8.4	4.9	0.4	—	37.0
16.1	53.4	16.9	16.1	—	0.8	—	37.5
32.7	25.7	15.4	14.1	1.2	0.1	—	30.9
32.5	16.8	18.1	15.0	0.3	2.9	—	29.8
26.5	36.1	23.4	18.6	1.0	3.8	—	36.5
26.1	29.9	14.6	13.7	0.9	—	4.7	33.3
19.7	35.8	22.4	15.2	7.3	—	—	35.3
19.9	38.6	28.4	24.6	3.2	0.5	—	39.3
18.5	45.1	25.5	21.1	3.8	0.7	—	37.9
26.3	38.5	17.6	15.6	1.8	0.1	—	34.2
20.3	41.3	19.9	18.2	1.8	—	—	34.7
25.6	34.1	33.8	27.3	2.8	3.7	—	40.6
20.2	51.4	15.3	12.5	0.9	1.8	3.5	43.2
16.2	30.8	32.8	25.0	5.0	2.8	2.9	40.6
17.2	32.4	21.5	20.6	0.8	—	7.4	39.4
15.9	30.3	39.0	28.5	5.8	4.7	—	40.9
—	3.7	96.3	—	96.3	—	—	59.3
17.0	48.4	21.8	17.4	4.5	—	—	37.7
10.3	31.6	45.3	43.2	2.1	—	8.1	44.8
13.8	35.2	43.2	32.6	9.1	1.5	0.1	42.9
17.1	52.5	15.7	13.4	2.3	—	—	35.0
13.2	38.7	40.7	37.7	0.6	2.4	—	42.9
19.8	37.9	34.1	28.2	3.3	2.6	—	40.3
7.8	32.8	54.9	40.3	14.3	0.2	—	46.4
4.5	14.0	79.0	52.4	24.3	2.2	1.1	53.0
13.5	39.1	32.1	21.9	9.2	1.0	—	39.5
20.6	32.9	36.8	31.3	4.9	0.7	0.1	39.8
18.1	36.7	32.5	25.8	4.8	1.9	0.8	40.2
14.4	39.5	32.9	23.8	8.2	1.0	0.2	40.4

第8表 産業・規模、休業日数別産後休業者

産 業 ・ 規 模	産後休業 取得者計	56 日 以 内 の 者		
		小 計	42 ～ 55 日	56 日
計	100.0	83.6	6.5	77.2
産 業				
D 鉱 業	100.0	50.0	8.3	41.7
E 建 設 業	100.0	80.3	27.9	52.4
F 製 造 業	100.0	81.8	8.0	73.7
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	81.3	12.4	68.9
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	81.2	16.4	64.7
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	84.0	11.1	72.8
17 家具・装備品製造業	100.0	70.4	15.6	54.8
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	61.4	14.5	46.9
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	76.2	13.3	62.9
20 化 学 工 業	100.0	89.9	6.2	83.6
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	96.9	25.0	71.9
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	85.1	17.9	67.2
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	73.5	8.0	65.5
25 窯業・土石製品製造業	100.0	82.9	3.5	79.4
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	76.6	10.9	65.7
27 非鉄金属製造業	100.0	88.7	20.8	67.9
28 金属製品製造業	100.0	91.1	9.9	81.2
29 一般機械器具製造業	100.0	84.2	16.8	67.4
30 電気機械器具製造業	100.0	79.2	2.5	76.7
31 輸送用機械器具製造業	100.0	81.7	11.4	70.3
32 精密機械器具製造業	100.0	92.2	8.2	84.0
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	86.3	1.4	84.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.5	13.6	70.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	84.3	1.3	83.0
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	100.0	87.7	14.9	72.8
46～53 卸 売 業	100.0	96.7	11.2	85.5
54～59 小 売 業	100.0	82.5	18.3	64.3
60～61 飲 食 店	100.0	3.7	—	3.7
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	92.9	4.4	88.5
K 不 動 産 業	100.0	81.3	8.4	72.9
L サ ー ビ ス 業	100.0	81.7	4.3	77.4
75 旅館・その他の宿泊所	100.0	72.9	3.9	69.0
76,80 映画業、娯楽業	100.0	82.0	13.5	68.5
88 医 療 業	100.0	85.9	4.1	81.8
90 社会保険、社会福祉	100.0	77.4	2.2	75.2
91 教 育 業	100.0	84.5	1.3	83.2
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	80.0	10.8	69.2
規 模				
500 人 以 上	100.0	84.2	5.0	79.2
100 ～ 499 人	100.0	82.1	5.0	77.1
30 ～ 99 人	100.0	84.8	8.5	76.3

数の割合及び1人平均産後休業日数（単胎）

(%)

56 日 を 超 え る 者				休業日数 不 明	1人平均産後 休業日数(日)
小 計	57～63日	64～70日	71日以上		
16.1	5.7	4.0	6.3	0.3	61.1
50.0	50.0	—	—	—	59.7
19.6	5.3	2.3	12.0	0.1	61.5
18.1	8.3	3.7	6.2	0.2	61.2
18.6	4.9	7.9	5.8	0.1	58.5
18.6	9.7	3.2	5.7	0.2	60.2
7.4	2.5	2.5	2.5	8.6	58.0
29.6	10.9	1.5	17.3	—	64.4
38.6	14.2	1.5	23.0	—	77.3
23.8	6.1	3.6	14.1	—	60.9
10.1	7.5	0.7	2.0	—	57.2
3.1	3.1	—	—	—	55.2
14.7	2.3	—	12.4	0.2	59.7
26.5	6.2	8.8	11.5	—	63.0
17.1	8.8	1.8	6.6	—	58.3
23.4	13.3	0.3	9.8	—	57.6
10.9	8.2	1.7	1.0	0.3	56.0
8.2	1.2	0.9	6.1	0.7	58.6
15.8	5.6	0.2	10.0	—	60.2
20.8	8.6	5.5	6.6	0.0	64.6
17.6	11.6	3.5	2.5	0.7	56.7
7.8	6.4	0.1	1.3	—	56.1
13.7	12.2	0.5	1.0	—	56.8
15.5	8.4	4.5	2.5	—	56.4
13.5	5.5	2.2	5.7	2.2	69.2
12.3	2.5	2.1	7.7	—	58.4
3.3	3.1	0.2	0.0	—	55.1
17.5	2.0	3.8	11.6	—	60.2
96.3	—	—	96.3	—	88.8
7.2	3.6	0.8	2.7	—	57.1
18.7	2.3	8.4	7.9	—	59.4
17.8	5.2	5.5	7.1	0.5	62.2
27.1	6.0	—	21.2	—	73.0
18.0	7.0	5.1	5.9	—	58.8
14.1	5.6	3.1	5.4	—	58.8
21.3	4.4	9.7	7.2	1.3	60.9
15.5	3.7	3.3	8.5	—	57.9
20.0	6.6	3.7	9.7	—	75.4
15.6	7.1	3.1	5.4	0.2	61.9
17.8	6.2	4.3	7.3	0.2	63.2
14.7	4.6	4.2	5.9	0.5	58.6

第9表 産業・規模別生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

産 業 ・ 規 模		休暇請求者の あった事業所 の割合(全調 査事業所 = 100.0)(%)	休暇を請求し た実人員の割 合(女子常用 労働者数 = 100.0)(%)	請求者1 人当たり 年間休暇 請求回数 (回)	請求者1 人当たり 平均年間 休暇日数 (日)	請求者1 人当たり 平均請求 休暇日数 (日)	女子常用 労働者1 人当たり 年間休暇 日数(日)
計		18.2	6.7	4.9	5.9	1.2	0.4
産 業							
D	鉱 業	14.3	8.9	4.4	5.5	1.3	0.5
E	建 設 業	19.2	11.6	4.9	4.9	1.0	0.6
F	製 造 業	20.3	6.2	4.7	5.4	1.2	0.3
12,13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	12.3	2.2	3.3	3.9	1.2	0.1
14,15	繊維工業・衣類・その他の繊維製品製造業	16.0	2.4	4.5	5.0	1.1	0.1
16	木材・木製品製造業(家具を除く)	10.8	3.0	5.1	5.3	1.1	0.2
17	家具・装 備 品 製 造 業	22.5	4.8	5.0	5.4	1.1	0.3
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	19.4	6.0	4.6	5.1	1.1	0.3
19	出版・印刷・同関連産業	25.2	10.3	4.2	6.0	1.4	0.6
20	化 学 工 業	42.3	10.4	6.6	7.9	1.2	0.8
21	石油製品・石炭製品製造業	37.6	11.7	6.2	6.5	1.1	0.8
23	ゴ ム 製 品 製 造 業	24.2	5.6	6.1	6.6	1.1	0.4
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	8.6	0.6	2.8	3.4	1.2	0.0
25	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	16.1	5.9	6.2	7.1	1.1	0.4
26	鉄 鋼 製 造 業	13.3	5.5	6.7	7.1	1.1	0.4
27	非 鉄 金 属 製 造 業	27.6	6.1	5.7	6.6	1.2	0.4
28	金 属 製 品 製 造 業	15.8	11.5	3.5	3.6	1.0	0.4
29	一 般 機 械 器 具 製 造 業	20.2	10.0	7.2	7.8	1.1	0.8
30	電 気 機 械 器 具 製 造 業	25.7	6.1	4.5	5.2	1.2	0.3
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	22.8	6.9	5.4	6.0	1.1	0.4
32	精 密 機 械 器 具 製 造 業	26.4	6.1	5.4	6.0	1.1	0.4
22,33,34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	18.9	16.2	2.3	3.1	1.3	0.5
G	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	29.8	7.1	4.6	7.0	1.5	0.5
H	運 輸 ・ 通 信 業	13.0	42.6	3.1	4.0	1.3	1.7
I	卸 売 ・ 小 売 業 、 飲 食 店	9.1	2.0	5.6	5.9	1.1	0.1
46~53	卸 売 業	13.7	4.3	5.6	5.9	1.0	0.3
54~59	小 売 業	5.6	0.8	5.0	5.7	1.1	0.0
60~61	飲 食 店	2.9	0.9	6.6	6.8	1.0	0.1
J	金 融 ・ 保 険 業	17.1	3.4	5.2	9.9	1.9	0.3
K	不 動 産 業	32.9	13.1	7.2	7.4	1.0	1.0
L	サ ー ビ ス 業	23.9	6.9	5.7	6.8	1.2	0.5
75	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	9.4	0.7	1.4	2.2	1.5	0.0
76,80	映 画 業 、 娯 楽 業	16.6	8.1	5.7	6.5	1.1	0.5
88	医 療 業	17.0	4.4	8.4	8.4	1.0	0.4
90	社 会 保 険 、 社 会 福 祉	29.9	10.0	5.6	8.2	1.5	0.8
91	教 育 業	34.2	6.1	2.6	2.9	1.1	0.2
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	22.6	7.4	4.6	4.7	1.0	0.4
規 模							
500	人 以 上	54.9	4.9	5.6	7.6	1.3	0.4
100	~ 499人	32.4	7.5	4.9	5.4	1.1	0.4
30	~ 99人	14.5	6.6	4.6	5.8	1.3	0.4

第10表 産業・規模別妊娠及び出産後の通院休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	通院休暇制度 ありの事業所	休 暇 回 数				休暇中の賃金が	
		厚生省の 示した基 準より多 い	厚生省 の示し た基準	厚生省の 示した基 準より少 ない	不 明	有 給	全期間 100% 有 給
計	22.7 (100.0)	(12.6)	(73.4)	(12.9)	(1.2)	(78.1)	(68.6)
産 業							
D 鉱 業	9.2 (100.0)	(33.3)	(20.0)	(-)	(46.7)	(50.0)	(50.0)
E 建 設 業	10.8 (100.0)	(2.3)	(75.2)	(22.6)	(-)	(86.5)	(50.5)
F 製 造 業	16.6 (100.0)	(18.2)	(63.7)	(15.0)	(3.1)	(53.3)	(40.6)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	14.6 (100.0)	(16.4)	(72.1)	(11.6)	(-)	(48.5)	(38.2)
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	25.9 (100.0)	(16.7)	(69.5)	(13.7)	(-)	(57.7)	(47.7)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	10.3 (100.0)	(1.6)	(96.8)	(1.6)	(-)	(37.3)	(35.7)
17 家具・装備品製造業	13.7 (100.0)	(-)	(75.1)	(24.9)	(-)	(36.8)	(26.9)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	11.3 (100.0)	(2.3)	(81.0)	(16.7)	(-)	(60.6)	(50.0)
19 出版・印刷・同関連産業	19.2 (100.0)	(28.5)	(63.4)	(8.1)	(-)	(51.2)	(24.9)
20 化 学 工 業	19.6 (100.0)	(22.5)	(58.9)	(16.3)	(2.3)	(85.8)	(73.1)
21 石油製品・石炭製品製造業	9.1 (100.0)	(13.3)	(73.3)	(13.3)	(-)	(60.0)	(60.0)
23 ゴム製品製造業	9.6 (100.0)	(10.0)	(86.3)	(3.8)	(-)	(72.5)	(71.3)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	10.7 (100.0)	(13.0)	(78.3)	(8.7)	(-)	(19.6)	(19.6)
25 窯業・土石製品製造業	11.2 (100.0)	(12.6)	(64.6)	(20.6)	(2.3)	(54.0)	(54.0)
26 鉄 鋼 業	12.3 (100.0)	(13.0)	(76.6)	(-)	(10.3)	(79.9)	(79.9)
27 非鉄金属製造業	12.0 (100.0)	(9.0)	(68.9)	(21.3)	(0.8)	(59.8)	(36.1)
28 金属製品製造業	12.0 (100.0)	(21.1)	(74.2)	(2.0)	(2.7)	(25.3)	(25.3)
29 一般機械器具製造業	15.0 (100.0)	(16.7)	(69.0)	(14.3)	(-)	(57.7)	(56.1)
30 電気機械器具製造業	20.6 (100.0)	(20.1)	(48.4)	(23.9)	(7.6)	(56.2)	(28.6)
31 輸送用機械器具製造業	10.9 (100.0)	(27.5)	(64.1)	(8.5)	(-)	(18.1)	(16.7)
32 精密機械器具製造業	15.9 (100.0)	(9.1)	(76.6)	(14.3)	(-)	(50.2)	(30.6)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	16.5 (100.0)	(23.3)	(40.7)	(19.9)	(16.1)	(53.9)	(47.4)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	37.6 (100.0)	(7.9)	(78.2)	(13.9)	(-)	(99.9)	(99.9)
H 運 輸 ・ 通 信 業	24.2 (100.0)	(6.8)	(92.8)	(0.4)	(-)	(62.6)	(61.7)
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	18.3 (100.0)	(11.7)	(75.8)	(12.1)	(0.3)	(81.6)	(57.1)
46~53 卸 売 業	19.5 (100.0)	(1.0)	(81.0)	(17.3)	(0.6)	(91.7)	(83.9)
54~59 小 売 業	16.6 (100.0)	(27.6)	(70.3)	(2.1)	(-)	(79.3)	(39.8)
60~61 飲 食 店	18.7 (100.0)	(10.8)	(70.5)	(18.7)	(-)	(48.9)	(0.0)
J 金 融 ・ 保 険 業	23.3 (100.0)	(9.1)	(53.0)	(37.8)	(-)	(91.3)	(80.6)
K 不 動 産 業	10.9 (100.0)	(31.6)	(57.7)	(1.0)	(9.7)	(95.4)	(84.2)
L サ ー ビ ス 業	34.0 (100.0)	(13.2)	(74.7)	(11.1)	(1.1)	(88.7)	(86.3)
75 旅館・その他の宿泊所	17.2 (100.0)	(1.1)	(81.4)	(17.5)	(-)	(35.4)	(17.3)
76,80 映画業、娯楽業	9.8 (100.0)	(10.9)	(89.1)	(-)	(-)	(58.6)	(58.6)
88 医 療 業	25.2 (100.0)	(14.1)	(78.0)	(7.8)	(0.2)	(82.5)	(73.2)
90 社会保険、社会福祉	56.3 (100.0)	(15.9)	(74.9)	(9.2)	(-)	(97.5)	(97.3)
91 教 育	81.9 (100.0)	(11.5)	(80.4)	(8.2)	(-)	(99.9)	(97.6)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18.1 (100.0)	(9.1)	(67.7)	(18.5)	(4.7)	(71.3)	(68.4)
規 模							
500 人 以 上	31.0 (100.0)	(17.5)	(50.9)	(30.8)	(0.9)	(83.5)	(60.8)
100 ~ 499人	22.7 (100.0)	(8.4)	(70.1)	(19.8)	(1.7)	(84.2)	(74.7)
30 ~ 99人	22.5 (100.0)	(13.3)	(74.7)	(10.9)	(1.0)	(76.6)	(67.6)

第11表 産業・規模別妊娠障害休暇制度

産 業 ・ 規 模	妊 娠 障 害 休 暇 制 度 あ り の 事 業 所	休 暇	
		1～7日	8～14日
計	7.0 (100.0)	(29.1)	(27.0)
産 業			
D 鉱 業	1.8 (100.0)	(-)	(-)
E 建 設 業	2.6 (100.0)	(-)	(47.7)
F 製 造 業	3.4 (100.0)	(32.4)	(11.7)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	3.3 (100.0)	(0.4)	(-)
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	5.1 (100.0)	(31.1)	(12.9)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	2.0 (100.0)	(-)	(8.0)
17 家具・装備品製造業	2.4 (100.0)	(55.9)	(-)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.8 (100.0)	(-)	(14.7)
19 出版・印刷・同関連産業	2.7 (100.0)	(30.4)	(32.4)
20 化 学 工 業	3.0 (100.0)	(23.5)	(-)
21 石油製品・石炭製品製造業	0.6 (100.0)	(-)	(-)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	1.7 (100.0)	(-)	(-)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	0.5 (100.0)	(-)	(50.0)
25 窯業・土石製品製造業	2.0 (100.0)	(-)	(-)
26 鉄 鋼 業	- (-)	(-)	(-)
27 非鉄金属製造業	0.9 (100.0)	(-)	(44.4)
28 金属製品製造業	1.7 (100.0)	(-)	(-)
29 一般機械器具製造業	3.3 (100.0)	(40.3)	(7.4)
30 電気機械器具製造業	4.8 (100.0)	(77.3)	(12.3)
31 輸送用機械器具製造業	2.9 (100.0)	(-)	(37.9)
32 精密機械器具製造業	4.1 (100.0)	(23.5)	(4.4)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	4.7 (100.0)	(13.1)	(18.7)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	14.6 (100.0)	(63.1)	(13.6)
H 運 輸 ・ 通 信 業	4.1 (100.0)	(37.7)	(32.5)
I 卸売・小売業、飲食店	4.3 (100.0)	(21.5)	(17.7)
46～53 卸 売 業	1.3 (100.0)	(48.4)	(9.4)
54～59 小 売 業	8.6 (100.0)	(15.5)	(21.2)
60～61 飲 食 店	2.8 (100.0)	(28.6)	(-)
J 金 融 ・ 保 険 業	7.6 (100.0)	(13.3)	(6.3)
K 不 動 産 業	1.8 (100.0)	(15.2)	(63.6)
L サ ー ビ ス 業	14.2 (100.0)	(31.3)	(33.6)
75 旅館・その他の宿泊所	5.5 (100.0)	(48.6)	(-)
76,80 映画業、娯楽業	0.2 (100.0)	(50.0)	(50.0)
88 医 療 業	7.9 (100.0)	(9.5)	(1.9)
90 社会保険、社会福祉	23.6 (100.0)	(39.0)	(41.0)
91 教 育 業	56.6 (100.0)	(27.4)	(37.2)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	5.8 (100.0)	(20.6)	(22.9)
規 模			
500 人 以 上	12.4 (100.0)	(24.4)	(24.4)
100 ～ 499人	7.6 (100.0)	(30.7)	(21.9)
30 ～ 99人	6.7 (100.0)	(28.9)	(28.3)

ありの事業所数の割合

(%)

日 数					休 暇 中 の 賃 金 が	
15 ～ 21 日	22 日 以 上	必 要 日 数	そ の 他	不 明	有 給	全 期 間 100 % 有 給
(4.1)	(8.1)	(18.4)	(3.7)	(9.7)	(80.8)	(73.8)
(-)	(-)	(*)	(-)	(-)	(*)	(*)
(-)	(47.7)	(4.7)	(-)	(-)	(100.0)	(52.3)
(5.1)	(5.1)	(34.8)	(3.8)	(7.2)	(39.0)	(27.6)
(-)	(-)	(63.6)	(-)	(36.0)	(9.5)	(9.5)
(12.9)	(15.2)	(25.1)	(2.8)	(-)	(48.6)	(46.3)
(-)	(-)	(20.0)	(-)	(72.0)	(12.0)	(-)
(-)	(-)	(38.2)	(-)	(5.9)	(100.0)	(55.9)
(-)	(2.9)	(82.4)	(-)	(-)	(32.4)	(32.4)
(-)	(-)	(21.6)	(15.7)	(-)	(90.2)	(86.3)
(-)	(-)	(37.0)	(37.0)	(2.5)	(50.6)	(37.0)
(-)	(-)	(*)	(-)	(-)	(*)	(*)
(-)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)
(-)	(-)	(*)	(-)	(-)	(*)	(*)
(-)	(-)	(31.7)	(-)	(68.3)	(31.7)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(44.4)	(-)	(11.1)	(-)	(44.4)	(-)
(-)	(3.7)	(96.3)	(-)	(-)	(7.3)	(3.7)
(-)	(-)	(52.3)	(-)	(-)	(47.7)	(40.3)
(2.0)	(-)	(7.0)	(1.4)	(-)	(40.7)	(8.4)
(-)	(-)	(50.0)	(12.1)	(-)	(5.2)	(5.2)
(8.8)	(-)	(55.9)	(7.4)	(-)	(38.2)	(33.8)
(22.7)	(22.7)	(22.7)	(-)	(-)	(38.9)	(38.9)
(-)	(15.5)	(5.5)	(2.3)	(-)	(94.8)	(94.8)
(-)	(11.6)	(6.7)	(5.6)	(5.8)	(99.7)	(98.7)
(1.0)	(0.3)	(26.1)	(4.8)	(28.7)	(58.8)	(54.3)
(4.7)	(2.2)	(9.4)	(25.8)	(-)	(78.3)	(54.7)
(0.4)	(-)	(24.3)	(1.3)	(37.3)	(58.4)	(57.1)
(-)	(-)	(71.4)	(-)	(-)	(28.6)	(28.6)
(13.3)	(-)	(13.3)	(-)	(53.8)	(96.6)	(83.3)
(9.1)	(-)	(12.1)	(-)	(-)	(100.0)	(33.3)
(4.2)	(9.0)	(15.9)	(3.8)	(2.2)	(89.6)	(85.1)
(-)	(1.7)	(49.7)	(-)	(-)	(50.3)	(48.6)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(83.3)	(83.3)
(0.6)	(13.3)	(61.3)	(-)	(13.4)	(60.0)	(55.1)
(5.6)	(6.5)	(7.9)	(-)	(-)	(94.4)	(90.3)
(4.9)	(11.4)	(8.1)	(7.6)	(3.4)	(96.5)	(96.5)
(1.0)	(12.2)	(28.3)	(12.2)	(2.7)	(82.4)	(70.0)
(11.0)	(9.0)	(18.6)	(8.6)	(4.0)	(78.0)	(55.6)
(1.1)	(8.8)	(27.0)	(6.0)	(4.5)	(73.3)	(68.1)
(4.5)	(7.9)	(16.3)	(2.9)	(11.1)	(82.6)	(75.8)

第12表 産業・規模別つわり休暇制度

産 業 ・ 規 模	つ わ り 休 暇 制 度 あ り の 事 業 所	休 暇	
		1～7日	8～14日
計	7.3 (100.0)	(30.1)	(34.8)
産 業			
D 鉱 業	1.8 (100.0)	(-)	(-)
E 建 設 業	1.2 (100.0)	(-)	(*)
F 製 造 業	5.3 (100.0)	(21.8)	(39.6)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	3.9 (100.0)	(9.7)	(8.7)
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	15.4 (100.0)	(14.4)	(71.5)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	1.5 (100.0)	(-)	(-)
17 家具・装備品製造業	1.5 (100.0)	(19.0)	(61.9)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.0 (100.0)	(50.0)	(30.0)
19 出版・印刷・同関連産業	10.8 (100.0)	(45.1)	(37.3)
20 化 学 工 業	7.8 (100.0)	(15.2)	(47.4)
21 石油製品・石炭製品製造業	0.6 (100.0)	(*)	(-)
23 ゴム製品製造業	3.5 (100.0)	(-)	(13.8)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	0.2 (100.0)	(-)	(*)
25 窯業・土石製品製造業	3.4 (100.0)	(23.8)	(16.2)
26 鉄 鋼 業	0.7 (100.0)	(-)	(54.5)
27 非鉄金属製造業	0.4 (100.0)	(-)	(*)
28 金属製品製造業	1.9 (100.0)	(13.8)	(2.1)
29 一般機械器具製造業	5.6 (100.0)	(54.7)	(17.0)
30 電気機械器具製造業	2.9 (100.0)	(13.8)	(13.8)
31 輸送用機械器具製造業	2.2 (100.0)	(6.8)	(11.4)
32 精密機械器具製造業	9.8 (100.0)	(10.5)	(33.3)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	3.4 (100.0)	(18.3)	(19.0)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	13.5 (100.0)	(45.8)	(49.3)
H 運 輸 ・ 通 信 業	3.2 (100.0)	(8.0)	(63.5)
I 卸売・小売業、飲食店	8.1 (100.0)	(25.0)	(33.6)
46～53 卸 売 業	4.3 (100.0)	(28.0)	(33.3)
54～59 小 売 業	15.2 (100.0)	(22.6)	(34.4)
60～61 飲 食 店	0.8 (100.0)	(100.0)	(-)
J 金 融 ・ 保 険 業	8.7 (100.0)	(11.7)	(11.7)
K 不 動 産 業	5.0 (100.0)	(58.9)	(41.1)
L サ ー ビ ス 業	11.2 (100.0)	(41.9)	(31.7)
75 旅館・その他の宿泊所	5.3 (100.0)	(50.3)	(-)
76,80 映画業、娯楽業	1.2 (100.0)	(100.0)	(-)
88 医 療 業	10.0 (100.0)	(46.1)	(10.4)
90 社会保険、社会福祉	19.8 (100.0)	(46.2)	(39.1)
91 教 育 業	43.6 (100.0)	(35.5)	(38.1)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2.3 (100.0)	(20.7)	(6.7)
規 模			
500 人 以 上	12.7 (100.0)	(21.2)	(36.3)
100 ～ 499人	8.9 (100.0)	(20.7)	(48.2)
30 ～ 99人	6.8 (100.0)	(33.1)	(31.1)

ありの事業所数の割合

(%)

日 数					休 暇 中 の 賃 金 が	
15 ～ 21 日	22 日 以 上	必 要 日 数	そ の 他	不 明	有 給	全 期 間 100 % 有 給
(2.4)	(1.1)	(23.9)	(3.8)	(3.9)	(70.7)	(59.8)
(-)	(-)	(*)	(-)	(-)	(*)	(*)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)
(6.8)	(1.7)	(22.0)	(2.8)	(5.4)	(47.4)	(33.8)
(19.0)	(0.6)	(54.2)	(7.7)	(-)	(25.2)	(17.4)
(2.3)	(4.3)	(6.8)	(-)	(0.8)	(32.3)	(22.1)
(-)	(-)	(-)	(-)	(*)	(-)	(-)
(-)	(19.0)	(-)	(-)	(-)	(19.0)	(19.0)
(-)	(-)	(-)	(-)	(20.0)	(55.0)	(55.0)
(-)	(0.2)	(11.5)	(5.6)	(0.2)	(96.3)	(53.4)
(1.9)	(-)	(17.5)	(9.0)	(9.0)	(68.2)	(34.6)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(*)	(*)
(-)	(-)	(86.2)	(-)	(-)	(48.3)	(48.3)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(19.0)	(-)	(41.0)	(51.4)	(32.4)
(-)	(-)	(-)	(-)	(45.5)	(54.5)	(54.5)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(*)	(*)
(-)	(-)	(84.0)	(-)	(-)	(17.0)	(17.0)
(-)	(-)	(27.2)	(1.1)	(-)	(61.8)	(55.8)
(45.2)	(-)	(25.0)	(2.2)	(-)	(70.2)	(67.0)
(-)	(-)	(65.9)	(15.9)	(-)	(18.2)	(18.2)
(3.7)	(-)	(47.5)	(4.9)	(-)	(37.7)	(24.7)
(-)	(-)	(-)	(-)	(62.7)	(18.3)	(9.9)
(-)	(-)	(2.4)	(2.4)	(-)	(100.0)	(100.0)
(-)	(6.7)	(7.7)	(7.2)	(6.7)	(43.7)	(37.0)
(0.4)	(1.4)	(29.1)	(2.7)	(7.9)	(52.3)	(32.7)
(1.5)	(0.7)	(27.8)	(8.1)	(0.8)	(66.8)	(60.9)
(-)	(1.6)	(30.0)	(0.9)	(10.5)	(46.4)	(21.8)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)
(-)	(-)	(76.6)	(-)	(-)	(94.8)	(46.9)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(82.2)	(61.1)
(2.3)	(0.3)	(16.6)	(5.2)	(2.0)	(87.4)	(87.3)
(-)	(-)	(49.7)	(-)	(-)	(50.3)	(50.3)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)
(-)	(-)	(32.9)	(-)	(10.6)	(61.8)	(61.4)
(-)	(0.5)	(13.6)	(0.5)	(-)	(92.7)	(92.7)
(10.0)	(-)	(6.4)	(9.9)	(-)	(100.0)	(100.0)
(-)	(-)	(33.7)	(30.2)	(8.7)	(62.6)	(62.0)
(5.8)	(2.5)	(17.5)	(9.7)	(6.8)	(66.9)	(48.7)
(0.9)	(3.3)	(17.2)	(6.1)	(3.6)	(66.1)	(56.4)
(2.7)	(0.4)	(26.0)	(2.9)	(3.9)	(72.2)	(61.2)

第13表 産業・規模別妊婦の通勤緩和措置

産 業 ・ 規 模	妊婦の通勤緩和 措置ありの事業所	勤 務	
		勤務時間の 短縮なし(時 差出勤のみ)	勤 務 小 計
計	18.1 (100.0)	(14.2)	(85.2) (100.0)
産 業			
D 鉱 業	1.8 (100.0)	(-)	(*) (100.0)
E 建 設 業	11.3 (100.0)	(16.3)	(82.0) (100.0)
F 製 造 業	7.6 (100.0)	(18.2)	(81.8) (100.0)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	9.7 (100.0)	(20.4)	(79.6) (100.0)
14,15 繊維工業、衣類・その他の繊維製品製造業	9.1 (100.0)	(5.5)	(94.5) (100.0)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	2.3 (100.0)	(7.1)	(92.9) (100.0)
17 家具・装備品製造業	2.0 (100.0)	(14.3)	(85.7) (100.0)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	6.5 (100.0)	(57.3)	(42.7) (100.0)
19 出版・印刷・同関連産業	12.0 (100.0)	(9.2)	(90.8) (100.0)
20 化 学 工 業	7.3 (100.0)	(36.9)	(63.1) (100.0)
21 石油製品・石炭製品製造業	10.4 (100.0)	(23.5)	(76.5) (100.0)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	5.9 (100.0)	(42.9)	(57.1) (100.0)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	6.5 (100.0)	(25.0)	(75.0) (100.0)
25 窯業・土石製品製造業	7.1 (100.0)	(13.6)	(86.4) (100.0)
26 鉄 鋼 製 造 業	3.9 (100.0)	(10.2)	(89.8) (100.0)
27 非鉄金属製造業	7.0 (100.0)	(63.4)	(36.6) (100.0)
28 金 属 製 品 製 造 業	4.3 (100.0)	(28.7)	(71.3) (100.0)
29 一般機械器具製造業	6.1 (100.0)	(29.9)	(70.1) (100.0)
30 電気機械器具製造業	8.0 (100.0)	(9.2)	(90.8) (100.0)
31 輸送用機械器具製造業	8.7 (100.0)	(-)	(100.0) (100.0)
32 精密機械器具製造業	10.6 (100.0)	(26.7)	(73.3) (100.0)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	6.1 (100.0)	(40.6)	(59.4) (100.0)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	32.7 (100.0)	(12.8)	(84.4) (100.0)
H 運 輸 ・ 通 信 業	13.4 (100.0)	(3.5)	(96.1) (100.0)
I 卸 売 ・ 小 売 業 、 飲 食 店	16.4 (100.0)	(20.4)	(79.6) (100.0)
46~53 卸 売 業	12.9 (100.0)	(1.5)	(98.5) (100.0)
54~59 小 売 業	19.1 (100.0)	(39.9)	(60.1) (100.0)
60~61 飲 食 店	21.2 (100.0)	(9.9)	(90.1) (100.0)
J 金 融 ・ 保 険 業	41.5 (100.0)	(19.0)	(78.5) (100.0)
K 不 動 産 業	16.3 (100.0)	(7.1)	(92.9) (100.0)
L サ ー ビ ス 業	27.5 (100.0)	(10.8)	(88.9) (100.0)
75 旅館・その他の宿泊所	15.9 (100.0)	(18.1)	(78.9) (100.0)
76,80 映画業、娯楽業	6.3 (100.0)	(38.0)	(62.0) (100.0)
88 医 療 業	17.2 (100.0)	(30.9)	(69.1) (100.0)
90 社会保険、社会福祉	40.4 (100.0)	(7.8)	(92.2) (100.0)
91 教 育 業	80.3 (100.0)	(8.9)	(91.1) (100.0)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	17.3 (100.0)	(9.3)	(89.9) (100.0)
規 模			
500 人 以 上	23.8 (100.0)	(20.8)	(77.6) (100.0)
100 ~ 499人	17.7 (100.0)	(19.5)	(79.3) (100.0)
30 ~ 99人	18.1 (100.0)	(12.9)	(86.6) (100.0)

ありの事業所数の割合

(%)

時 間 短 縮 の 有 無					短縮時間中の賃金が	
時 間 短 縮 あ り				不 明	有 給	全 期 間 100 % 有 給
短 縮 30 分 以 内	短 縮 31 分 ~ 60 分	短 縮 60分を超える	不 明			
(12.2)	(55.0)	(16.9)	(1.0)	(0.6)	[80.4]	[69.2]
(-)	(*)	(-)	(*)	(-)	[*]	[*]
(21.7)	(26.2)	(34.1)	(-)	(1.7)	[98.1]	[44.9]
(11.7)	(37.4)	(32.5)	(0.2)	(-)	[39.6]	[27.2]
(-)	(34.8)	(44.7)	(0.1)	(-)	[8.4]	[8.2]
(41.3)	(36.3)	(16.9)	(-)	(-)	[39.9]	[31.0]
(64.3)	(28.6)	(-)	(-)	(-)	[76.9]	[76.9]
(14.3)	(67.9)	(3.6)	(-)	(-)	[95.8]	[95.8]
(3.2)	(35.5)	(4.0)	(-)	(-)	[90.6]	[90.6]
(-)	(81.6)	(9.2)	(-)	(-)	[90.1]	[81.2]
(-)	(26.8)	(36.4)	(-)	(-)	[49.6]	[46.4]
(-)	(47.1)	(29.4)	(-)	(-)	[15.4]	[15.4]
(-)	(36.7)	(20.4)	(-)	(-)	[-]	[-]
(-)	(10.7)	(42.9)	(21.4)	(-)	[-]	[-]
(-)	(47.7)	(38.6)	(-)	(-)	[33.2]	[33.2]
(10.2)	(66.1)	(13.6)	(-)	(-)	[73.6]	[69.8]
(15.5)	(12.7)	(5.6)	(2.8)	(-)	[-]	[-]
(28.7)	(6.2)	(36.4)	(-)	(-)	[49.7]	[47.7]
(-)	(5.6)	(64.5)	(-)	(-)	[17.5]	[9.5]
(17.1)	(42.1)	(31.6)	(-)	(-)	[53.1]	[17.0]
(-)	(34.6)	(65.4)	(-)	(-)	[9.1]	[9.1]
(-)	(25.6)	(47.7)	(-)	(-)	[10.9]	[3.9]
(17.6)	(41.0)	(0.8)	(-)	(-)	[61.2]	[1.3]
(1.0)	(77.6)	(3.3)	(2.5)	(2.7)	[90.4]	[89.2]
(-)	(85.5)	(10.6)	(-)	(0.4)	[97.9]	[85.8]
(12.6)	(44.7)	(21.6)	(0.7)	(-)	[54.6]	[44.1]
(9.4)	(72.8)	(15.1)	(1.2)	(-)	[33.8]	[33.8]
(9.0)	(19.2)	(31.3)	(0.6)	(-)	[92.7]	[62.0]
(29.8)	(50.1)	(10.2)	(-)	(-)	[37.3]	[37.3]
(39.7)	(17.0)	(21.6)	(0.3)	(2.4)	[87.4]	[71.2]
(1.0)	(56.5)	(34.4)	(1.0)	(-)	[74.4]	[62.6]
(4.9)	(73.3)	(8.9)	(1.8)	(0.3)	[92.8]	[87.0]
(2.1)	(27.9)	(41.4)	(8.4)	(2.1)	[59.3]	[34.9]
(-)	(43.8)	(18.3)	(-)	(-)	[89.1]	[59.7]
(11.1)	(53.6)	(4.4)	(-)	(-)	[87.9]	[85.6]
(5.6)	(74.5)	(8.7)	(3.6)	(-)	[99.4]	[99.4]
(6.9)	(84.0)	(0.1)	(0.1)	(-)	[99.9]	[98.7]
(0.9)	(76.4)	(12.6)	(-)	(0.9)	[80.5]	[63.2]
(6.2)	(50.3)	(19.9)	(1.3)	(1.7)	[78.4]	[67.3]
(4.1)	(57.7)	(15.8)	(1.6)	(1.2)	[76.1]	[66.8]
(14.0)	(54.6)	(17.1)	(0.9)	(0.5)	[81.3]	[69.7]

平成 6 年度女子雇用管理基本調査
母性保護等実施状況調査表

総務庁承認番号地 19444
承認期限 平成7年4月30日まで

※ 申請時 県番号	※ 事業所 番号	※ 産業分類 大 中	※ 規模 番号	※ 経部組織 番号
			1 2 3 1 2	

(※印欄は記入しないで下さい。)

平成6年度女子労働時間管理調査本部調査
母性保護等実効性向上調査 労働者婦人局

この調査票は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのまま記入して下さい。

記入上の注意

- この調査は、特にことわりのない限り、該当する番号を1つ○印で囲んで下さい。
- この調査票は、平成7年2月末日までに同様の返信用封筒により送還して下さい。
- この調査票について質問等ありましたら、右記婦人少年室までお問い合わせ下さい。

記入担当者の所属・氏名	氏名
-------------	----

事業所 (同一企業であっても、本社、支社、工場等は、それぞれ別個の事業所となります。)

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	(電話)
3 事業所の事業の内容 又は主な製品名	

II 常用労働者数 (平成6年12月31日現在)

男子常用労働者数	女子常用労働者数	常用労働者
うち海労働者 数	うち海労働者 数	数
人	人	人

(注) 常用労働者とは、期間を定めず、又は、1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇労働者で、11月及び12月に各18日以上雇用されている者をいいます。

III 事業所における母性保護制度等 (平成7年2月1日現在、女子労働者の雇用形態・勤務地によって制度の取扱いが異なる場合には、最も多くの労働者に適用される制度について記入して下さい。)

(なお、規定とは、就業規則・労働協約・内規等で規定されていることをいいます。)

産前産後休業 制度の内容 イ 休業期間	単胎妊娠	多胎妊娠
	産前産後休業 期間として14週間	産前産後休業 期間として18週間
	1 2 3	1 2 3

産前と産後を分けて規定	産前産後を 通算して規定
産前 日 産後 日 通算 日	

多胎妊娠	産前産後休業 期間として18週間	その他
1 2 3		

産前と産後を分けて規定	産前産後を 通算して規定
産前 日 産後 日 通算 日	

(注) 多胎妊娠とは、双子以上の妊娠をいいます。

ハ 賞金以外の名目で事業所が支給する出産資金等

有 1	無 2
有 1	無 2

→ 名称及び金額を具体的に

(注) 事業所の親戚・共済会等からの支給は除かれます。

問2 育児時間 制度の内容 イ 週別範囲

女子のみ 請求できる	男女とも 請求できる
1 2	1 2

ロ 1日の時間

1日2回 各30分	1日2回 各45分	1日1回 60分	1日1回 90分	その他
1 2	3 4	5		

ニ 育児時間中の資金

生後1年 まで	その他
1 2	

ハ 期間

有	給	無	給
全期間100%支給	その他()		
1 2	3 4	5	

問3 妊娠中の労働時間等に関する制度 ①規定の有無

内 容	規定あり	規定あり
時間外労働の制限	1 2	1 2
休日労働の制限	1 2	1 2
深夜業の制限	1 2	1 2
夜間労働時間制の適用制限 (並形労働人等労働所のみ)	1 2	1 2

本人の請求により制 限する	本人の請求がなく も、妊娠中に は一律に制限する
1 2	1 2
1 2	1 2
1 2	1 2
1 2	1 2

② 短時間勤務制の適用制制度の内容

制度A (短時間勤務制は適用するが、法定労働時間を超える時間について労働させない)	制度B (短時間勤務制の適用を要する)	制度A又は制度Bのいずれかを満たす場合により選択する
1	2	3

- 注) 1 妊娠とは、妊娠中の女子及び産後1年を経過しない女子をいいます。
 2 妊娠が検出された場合、時間外労働、休日労働、深夜業又は短時間勤務制の適用が制限されます。この対象となるのは、
 ・ 時間外労働、休日労働については、労働基準法第36条の規定に基づき超定額により時間外労働又は休日労働をすることができない女子
 ・ 深夜業については、深夜業が労働基準法上禁止されていない女子
 ・ 短時間勤務制の適用については、1か月単位若しくは1年単位の短時間勤務制又は1週間単位の非定型的短時間勤務制の適用をうける女子
 で、かつ妊娠中である者です。したがって、労働基準法上もと深夜業等を禁止されている女子は制限の対象とはなりません。

問4 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

休業中の賃金		月経ごとに有給日数を定めている											年額を通して有給日数を定めている	
有給	無給	1日未満	1日	2日	3日以上	必要日数	13日以下	14日以上	その他					
1	2	1	2	3	4	5	6	7	8					

★以下問5～9までは、制度又は制度として確立しているものを「有」として記入して下さい。

問5 妊娠中及び出産後の通院休暇制度 (母子保健法に基づき定期健康診断を受診する場合 通院に要する時間の休暇を認める制度)

① 制度の有無		休業回数		注) 厚生省の示した基準 (妊娠27週まで4週間に1回、28～35週まで2週間に1回、36週以降は1週間に1回及び産後1回)		
制度A	制度B	1	2	厚生省の示した基準より多い	厚生省の示した基準より少ない	厚生省の示した基準
1	2	1	2	3	3	3

② 休業中の賃金

有	全期間100%支給	1
給	その	2
無	給	3

問6 妊娠中の通勤短縮措置 (妊娠が検出された時点で通勤できるような通勤短縮措置を認める措置)

① 制度の有無		通勤時間の短縮		1日の通勤時間	
制度A	制度B	あり	なし	30分以内	30分を超え60分以内
1	2	1	2	3	3

② 通勤時間中の賃金

有	全期間100%支給	1
給	その	2
無	給	3

問7 つわり休暇 (つわりのための休暇)

① 制度の有無		休業日数		② 休業中の賃金		
制度A	制度B	1	2	有	給	無
1	2	1	2	全期間100%支給	1	1
				給	2	2
				無	給	3

問8 妊娠中及び出産後の通院休暇 (通院、貧血、切迫流産、流産等確定等妊娠中の検査に對して休暇を認める措置、ただし、問7のつわり休暇は除く。)

① 制度の有無		休業日数		② 休業中の賃金		
制度A	制度B	1	2	有	給	無
1	2	1	2	全期間100%支給	1	1
				給	2	2
				無	給	3

問9 産後休業 (産後休業)

① 制度の有無		休業日数		② 休業中の賃金		
制度A	制度B	1	2	有	給	無
1	2	1	2	全期間100%支給	1	1
				給	2	2
				無	給	3

有	全期間100%支給	1
給	その	2
無	給	3

退職者数	1
退職者数	2

平成6.1.1～12.31に出産の予定であつて、出産前に退職した者	平成6.1.1～12.31に在籍中に退職した者	合 計	
産前休業取得前	産前休業中	産後休業中	産後休業終了後
人	人	人	人

注) 平成6年中に出産予定であった者が5年12月31日以前に退職した場合は「出産前」に、6年中に出産して7年1月1日以後に退職した場合は「出産後」に記入して下さい。

問16 妊娠中の経費業務減額者 (平成6年1月1日から12月31日の間に在籍中に退職した者及び同期間中に出産予定であって出産前に退職した者について記入して下さい。)

請求者数	1
請求者数	2

経費減額があった人	人
経費減額がなかった人	人

注) 1 平成6年中に出産した者が、5年12月31日以前に退職していた場合も含みます。
2 産後休業及び父等特種労働者の業務時間の減額は含みません。

問17 妊娠中の労働時間等に関する制限の実施状況 (平成6年1月1日から12月31日の間に在籍中に退職した者及び同期間中に出産予定であって出産前に退職した者について記入して下さい。)

① 請求があれば制限しなければならない妊娠中の有無 (Ⅲの問3の注参照)

該当する妊娠中がいた人	1
該当する妊娠中がなかった人	2

② 制限の実施の有無

制限を実施した人	1
制限を実施しなかった人	2

問18 生理日の就業が著しく困難な女子の休職の請求状況 (平成6年1月1日から12月31日までの1年間の状況)

請求者数	1
請求者数	2

注) 「年間の請求延日数」は、時間単位の請求の延日数、日に換算して小数で記入して下さい。

Ⅳ 母性保護等実施状況

★問13～14については、平成6年1月1日から12月31日までの1年間に在籍中に退職した者について記入して下さい。

問11 出産者の有無

出産者数	1
出産者数	2

注) 1 出産とは、妊娠12週以上の分娩をいいます。
2 出産とは、児が出生したことをいいます。
3 多胎出産とは、双子以上の出産をいいます。この場合、児の全部が死産だった場合は「死産」欄、全部が死産だった場合は「死産」欄、児のうち1人でも死産だった場合は「多胎出産で児のうち1人でも死産だった者」欄へそれぞれ人数を記入して下さい。

問12 産前休業取得者数及び休業日数 (産前休業中に退職した者は除きます。)

問13 産後休業取得者数及び休業日数 (産後休業中に退職した者は除きます。)

産前休業取得者数	8日以内	9～21日	22～35日	36～42日	43～56日	57～70日	71日以上	計	延休業日数
人	人	人	人	人	人	人	人	人	日
多胎出産	人	人	人	人	人	人	人	人	日

注) 1 出産当日は、産前休業として計算して下さい。したがって、最低1日の休業日があります。
2 平成5年12月31日以前より引き続き産前休業を取得した場合は、前年の休業日数も含めて下さい。
3 分娩予定日より遅れて出産した場合、予定日から出産当日までの間は産前休業として取り扱います。

問14 産後休業取得者数及び休業日数 (産後休業中に退職した者は除きます。)

産後休業取得者数	42～55日	56～63日	64～70日	71日以上	計	延休業日数
人	人	人	人	人	人	日
多胎出産	人	人	人	人	人	日

注) 平成6年中に出産した者が、7年も引き続き産後休業を取得し、7年2月1日までに取得し終わっている場合はその休業日数も含めて下さい。なお、2月1日現在休業中の者は、その後の予定休業日数を含め記入して下さい。

問15 育児時間請求者 (出産後も引き続き勤務し、育児時間を請求した者、平成6年中に出産して平成7年1月1日以降に請求した場合も含みます。)

請求者数	1
請求者数	2

1日2回 各30分	1日2回 各45分	1日1回 60分	1日1回 90分	その他	合計
人	人	人	人	人	人

⑩ 配置の方針

1	すべての労働者について、妊娠を理由とした配置転換は行っていない（労働基準法第65条第3項に基づく産前産後休業期間を除く。以下、3まで同じ。）
2	妊娠中の女子労働者の配置については方針は特に決めていない
3	妊娠中の女子労働者については本人の希望に応じた配置を行っている
4	妊娠中の女子労働者については、母性保護の観点から一律に転属転業配置転換には配置している

(主な理由を2つまで○印で囲んで下さい。業務によって理由が異なる場合には、代表的な職務(これまでに上記①の4の方針が実際に適用されたもの等)2つについてお答え下さい。)

時間外・休日労働が多い	1	1
深夜業がある	2	2
労働基準法では産婦の就業が制限されている危険有害業務がある	3	3
労働基準法上の定額制限ではないが、肉体的負担の大きい業務がある	4	4
かなり高度の判断力を要する業務であり、精神的な負担が大きい	5	5
妊娠・出産に伴い、休業の増加が懸念され、業務に支障を来すおそれがある	6	6
顧客に対する企業イメージに影響する	7	7
その他	8	8

[illegible]